

# 日本平和学会 ニューズレター

---

## NEWSLETTER

### PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

---

第 21 卷第 4 号

2015 年 9 月 25 日

---

#### もくじ

- 巻頭言「8月15日に思う」 初瀬龍平 2
- 2015年度春季研究大会概要 3
- 分科会報告 14
- 地区研究会報告 26
- 地区研究会からのお知らせ 26
- 編集委員会からのお知らせ 26
- 平和教育プロジェクト委員会からのお知らせ 26
- 日本平和学会第21期役員一覧 28
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 29

## 巻頭言 8月15日に思う

初瀬龍平

1945年8月14日に、日本は連合国に対してポツダム宣言の受諾を通告し、これによって、アジア太平洋戦争で連合国に降伏し、植民地帝国・近代日本も消滅することになった。翌15日に、天皇はラジオ放送を通じて、国民にポツダム宣言受諾と敗戦の事実を伝えた。戦争は、日本の敗戦で終結した。日本の国家と国民は、民主化と平和国家へと転換を迫られることになる。

戦争体験は、人さまざまであり、戦闘体験、戦場体験、沖縄戦、空襲体験、艦砲射撃体験、原爆体験、戦時下の生活、疎開体験、あるいは戦争社会の体験などがある。そこに、引き揚げ体験、空腹体験、闇市体験など、戦後初期の生活体験も、含めることもできよう。戦争体験には、被害者の目と、加害者の目がある。体験は本来、原体験だけであるが、実際には、追憶としての戦争体験と、知識としての戦争体験が意味をもつことになる。問題は、ここから未来の平和に向けて、どのような意味を引き出すかである。

日本での平和研究の第一世代である川田侃（1925-2008年）さんは、北支派遣軍二等兵であった。川田さんは、「事実上の盗賊の一団になり下がった日本軍の兵士たちの悪行のかずかず」について加害者側から見ていた（『国際関係研究』）。坂本義和（1927-2014年）さんは、1930年代前半に上海で暮らしていたが、日本の兵士が人力車の乗車賃を払わず、「車夫の憎々しげな目」や「すごく恨めしそうに見ている中国人の表情」を、加害者側の少年の目で見つめていた（『人間と国家（上）』）。人間性が壊れていくのが、戦場、戦時下の軍隊の特性であることに、彼らは注目している。

第二世代の高柳先男（1937-1999年）さんは、1945年6月19日の深夜に豊橋で空襲に遭った。「空襲の翌朝、夜が明けてみんな帰ってくると、町にはなんにもない。そこに今までであった生活のシステムが、何もなくなってしまう。食べるものも飲む水もない。」（『戦争を知るための平和学入門』）。当時8歳であった高柳少年の目は、当然ながら、被害者の目であった。

エッセイストの吉沢久子さん（1918年-）は、「あの戦争の時代を生きてきたからこそ私は、どんな事情があっても、戦争はいやだといひ、してはならないと思う。戦争は私たちのごくふつうの生活の中にある、さまざまなしあわせを奪ってしまうからだ。」と述べている（『吉沢久子、27歳の空襲日記』）。さらにいえば、8月15日に戦争が終わったことで、日本の人々は、息苦しさから解放された。

私は高柳さんと同じく、1937年生まれである。日中戦争の開始の年に生まれて、国民学校2年生の年に敗戦の日を迎えた。対英米開戦の年には、北九州の港湾都市・門司に住んでいたが、兵隊さんが大陸に行かれる前に、自宅に分宿されることもあった。真珠湾攻撃の朝、大人は興奮していた。その頃、私は、毎日海軍戦闘機の絵を好んで描いていた。空襲は、44年6月と8月の八幡空襲を身近に感じたこと、さらに45年8月1日から2日にかけての深夜に、水戸が空襲されたとき、当時父の実家のあった水戸市近辺の農村で、自宅の前の林の向こうの夜空が真っ赤に燃えていたことを覚えている。空襲後に水戸市の住宅街の母の実家を訪れると、立派な日本家屋は消えていた。8月15日には、農村で大人は呆然としていたが、どこかほっとしていた。その間に父は44年末に結核で亡くなっている。私は、この戦争によ

って、私の「ごくふつうの生活の中にある、さまざまなしあわせが奪われた」と感じた。

私の場合、戦争体験は、敗戦で途切れることなく、戦後体験に通じていった。国家のためと思いついて、戦時中に多くの軍人、兵士、それに普通の人たちが犠牲にされ、その影響は、父親や息子を失った家族となっていた。このことは、農村にいても、見えていた。しかし、小学校で先生が、軍国主義から突然に民主主義に変わった記憶はない。ご真影は、いつの間に消えていた。進駐軍のジープを見た記憶もない。原爆のことも、沖縄戦のことも、在日朝鮮人のことも、ほとんど知らなかった。農村社会は、依然として閉鎖的であった。しかし、農地改革、地主支配の没落など、平等意識の浸透の形で、民主化の波は及んでいった。そのなかで、私は、ごく自然に国民主権と基本的人権と平和主義を受け入れていった。しかし、少年であった私の戦争記憶は、もっぱら被害者の目である。

私の戦争体験の理解が、加害者の目を加えて、複眼となるのは、1956年に大学に入学した前後の頃からである。当時の私は、周恩来・ネルー平和5原則（1954年）や、アジア・アフリカ諸国のバンドン会議（1955年）に惹かれた。そこには、冷戦の世界で、かつて植民地（あるいは半植民地）であった諸民族が、自らの手で平等な国際関係を作ろうとする強い意欲が感じられた。アジア・アフリカ連帯と反ファシズム・反軍国主義と帝国主義論、それに米国発の国際関係理論が、国際関係と平和の理解の基盤となった。その後に、1970年代に平和研究、80年代に国際人権と多文化主義の目加わった。人権というのは、戦争体験について、加害、被害を越える第三の目かもしれない。

ことしの8月14日に、テレビで「戦後70年の安倍談話」を聞いた。「お詫び」の単語も入ったし、「侵略」の単語も入っていた。しかし、耳で聞く限りで、文脈がはっきりしなかった。さらに、首相が談話の最後を「積極的平和主義」でしめくくったのには、ビックリした。談話の中身では、国際紛争の解決手段としての、軍事力を否定していたはずである。「積極的平和主義」の中核をなすのは、日米同盟を基軸とする「国際協調主義」であり、すなわち共同軍事行動である。論理的な整合性がない。言葉だけがはねている。

談話を聞いていて、もう一つ気に掛かったのは、「日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけた」という発言である。そういう面があったのは事実だが、1905年に日露戦争の勝利によって、日本は、朝鮮（大韓帝国）を保護国としたのではないか。中国の遼東半島に関東州租借地を得たのではないか。この談話では、1945年8月15日が植民地帝国日本の消滅の日になったことは、まったく考慮に入っていない。消滅したはずのものが、談話の中を亡霊のように漂っている。

私は、幼少期のことであるが、戦争体験をもっている最後の世代である。私には、1945年8月15日に、多くの日本人の心底に被害者意識であるが、「どんな事情があっても、戦争はいやだ」という感情と、戦争からの解放感が流れていたように思われる。8月15日を原点におけば、戦争体験から「積極的平和主義」も集団的自衛権も引き出されないはずである。

## 2015 年度春季研究大会概要

大会テーマ：敗戦後 70 年の地点で平和を再定位する——ヒロシマで考えるアジア太平洋平和秩序への道筋

## 部会 1 (開催校企画) 「核被害の視点から反核を考える」——市民に公開する部会

トニー・デブルム (マーシャル諸島共和国外務大臣)

「核の非人道性に関する国際会議 ウィーン会議演説 (音声)」

紹介・解説：竹峰誠一郎 (明星大学)

討論：佐々木猛也 (弁護士、日本反核法律家協会会長)

討論：太田育子 (広島市立大学)

討論：小溝泰義 (広島平和文化センター理事長)

司会・報告：川崎哲 (国際 NGO ピースボート、核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN))

「核被害の視点から反核を考える」と題する部会 1 は、当初はマーシャル諸島共和国のトニー・デブルム外務大臣による基調講演を予定していたが、同大臣が急きょ所用により来日できなくなったため、プログラムを変更して行われた。部会は、吉川元・広島市立大学広島平和研究所所長の挨拶と共に始まった。

被爆 70 年の広島で行われるこの部会は「核保有国の論理の下での限定的で形式的な核軍縮論ではなく、実際に核による被災にあう側からの切実な核廃絶を求める声こそが、強力な流れとなるべきである」という観点から設けられたものである。会の冒頭、広島市立大学の高橋博子会員がそのような趣旨説明を行った。

次に、デブルム外相が 2014 年 12 月にオーストリアのウィーンにおける「核兵器の人道上的影響に関する国際会議」にあわせた市民フォーラムで行った演説の音声流した。「家族がいて、孫が 9 人、ひ孫が 4 人」という「マーシャル諸島の 1 人の男の視点で話す」というデブルム氏は、アメリカによる核実験がマーシャル諸島で行われるようになった経過、これらの実験がマーシャル諸島の人々に相談なく行われたこと、核実験のために人々の立ち退きが行われビキニの人たちが今日でも故郷の島に帰還できないでいる現状、1954 年 3 月 1 日の「ブラボー」水爆実験の当日の様子などを語った。

デブルム氏のウィーンでの演説は、全文の日本語訳が会場に配布された。福島原発事故が起きたときには、これから「拒否、虚偽、機密 (deny, lie, classify)」が起きるだろうと、マーシャル諸島の経験をもとに考えたと言われている。

続いて明星大学の竹峰誠一郎会員が、マーシャル諸島が 2014 年に核保有 9 カ国を国際司法裁判所 (ICJ) 等に提訴したいいわゆる「核ゼロ訴訟」に関する解説を行った。岩波書店『世界』2015 年 8 月号所収の同会員の論文を参考資料として行われた解説では、核ゼロ訴訟の特徴として、太平洋の島嶼国が核被害体験を土台に据えて未来の地球をみすえたものであること、国際的な軍縮 NGO との連携のもとで進められているものであることが指摘された。竹峰会員はまた、被害者たちが今日なお補償を受けられないまま放置されている現状を指摘し、この動きを政府レベルの動きだけでなくマーシャル諸島の地域社会に引きつけて理解することの重要性を強調した。

これを受けて、佐々木猛也・日本反核法律家協会会長、小溝泰義・広島平和文化センター理事長、広島市立大学国際学部の太田育子氏の 3 人によるパネル形式の討論が行われた。まずマーシャル諸島による「核ゼロ訴訟」の意義について、佐々木氏はこの訴訟が 1996 年の ICJ 勧告的意見が定めた全面的核廃絶への誠実な交渉とその妥結を土台にしたものであることを指摘し、日本国際法律家協会として応援の声明を出したことを紹介した。小溝氏は、昨年ビキニ実験の 60 周年にあわせてマーシャル諸島を訪問したときの経験に触れ、被害者の間には追加補償を求める気持ちが強く、日本の被爆者と現地の核実験被害者の間には心のつながりが生まれたことを指摘。平和首長会議として同訴訟の支持を明らかにした。太田氏は、ICJ 勧告的意見は核兵器の使用・威嚇について国家の自衛に関わる極限的な状況においては判断を停止していることを指摘し、国民の生存権と国家の自衛権が重ならない局面があると分析した。

続いて、被爆 70 年の今日、核被害への視点をどのように深く広げていくべきかという問いかけに対して、自らが広島の被爆者である佐々木氏は自身の体験に触れながら、初期放射線の影響しか認めず残留放射線の影響を認めない日本政府の姿勢を批判した。小溝氏は、核兵器の非人道性の認識を基盤とし、核兵器の法的規制を議論する場を設定し、異なる意見を有する国々の間で議論・交渉を開始することが望まれるとし、日本など「核の傘」にある国々の動向が重要だとした。広島・長崎の被爆者の被爆体験と人道的メッセージはその中核的な推進力になるとした。太田氏は、3.11 原発事故災害に関連して「被ばくを最大防護する権利」を提唱する動きが国内外にあることを紹介し、核問題や気候変動の災害難民に対する予防的アプローチの重要性を強調した。

会場との意見交換は、劣化ウラン兵器問題、米国の核軍縮政策、核廃棄物と核燃料サイクル問題などに話題が及んだ。最後に司会が、平均年齢が 80 歳をこえた被爆者たちが存命のうちに核兵器を禁止する国際法的規範を確立することが重要であり、そのための日本の政府と市民社会の役割が重要であることを述べて、部会を締めくくった。

(川崎哲)

## 部会2「平和主義とは何を意味するのか」

報告：松元雅和（関西大学）「平和（優先）主義の再定義——絶対平和主義および正戦論との関係から」

報告：片野淳彦（札幌大学）「キリスト教平和主義の再定位——抑止と殉教を手がかりとして」

報告：篠田英朗（東京外国語大学）「現代国際社会の平和主義」

討論：秋林こずえ（同志社大学）

司会：萩原能久（慶應義塾大学）

「積極的平和主義」を掲げ、日本版 NSC の設置、武器輸出の解禁、秘密保護法の制定、そして、立憲主義を踏みこじって強行された集団的自衛権に関する憲法解釈の変更とそれを受けた安法制の強行採決とひたすら戦争への道をひた走る安倍政権。そのマスコミが「安法制」と呼ぶ一連の法案も政府の側は「平和安全法制」と呼びたがり、反対派は「戦争法案」と呼ぶシンボル操作——ワード・ポリティクス——の応酬が行われている。その裏では歴史認識をめぐる近隣諸国との軋轢をみずから煽り立てつつ、それを隣国の軍事的脅威論に転化する政府のマッチポンプぶりが目につく。また靖国参拝や歴史修正主義的発言を繰り返すことによりみずから「積極的平和主義」のパートナーとする米国までが「失望」を表明するという事態が生じている。これがどういう意味で「平和主義」なのだろうか。

本部会は、そのような昨今の状況を視野におさめつつ、改めていま、平和主義の概念を理論的に整理し、その現代的意味とレバンスーを再考することを目的に、まず松元報告では義務論 vs. 帰結主義というメタ倫理的切り口から絶対平和主義と平和優先主義の区別について説明が与えられた。さらに後者の平和優先主義の立場について義務論的／権利論的／帰結主義的／認識論的平和主義の四つの立場が紹介され、その各々が伝統的な正戦論といかなる関係に立ちうるかが示された。

ついで片野報告では、松元報告において「絶対平和主義」と分類されるキリスト教平和主義についての各論的分析が与えられた。ここでの鍵は「暴力」といかに向き合うかである。さらにキリスト教の無抵抗主義と「殉教」の伝統が持つ積極的な意義とそこに孕まれている問題性が靖国的な「殉国」思想と比較して検討され、新し

いキリスト教平和主義の可能性として、「祈る」平和ではなく「作る」平和、身を呈して暴力と向き合うキリスト教平和主義アクティビズムの意義が示唆された。

篠田報告は国際政治の現状に照らしつつ、それ自身が普遍的価値である「平和」のより一層の普遍化が求められている一方で分断化も進んでいることが指摘された。それは安法制をめぐっても日本 vs. 国際、憲法 vs. 国際法、憲法9条 vs. 国連憲章7章、憲法学者 vs. 国際政治学者という対立図式が顕現していることに如実に示されている。そのようななかで、「自由主義の勝利」に終わった冷戦後の世界が介入主義的政策と自由主義的な価値の普遍化をはかる平和主義に大きく舵を切っているとの認識が示されつつ、同時にそのようなリベラルの根底にある暴力性が重大なチャレンジを受けつつあることが指摘され、最後に国際社会のなかで日本の立ち位置について感銘的な示唆が与えられた。

討論者からは上記の三報告に欠けているジェンダー的視点からの補足がなされた。平和主義は暴力を根源的に否定するものであるが、現実存在する暴力、特に性暴力——例えば PKO においてすら見られる組織的性暴力——に目を向け、それにどう対応していくかが重要であると指摘がなされた。

フロアとの質疑応答も実に活発であった。報告者3名のいずれの平和観にも欠けているものとして、例えば経済の視点——貧困の克服——や人間以外の生物とどう向き合うか、平和概念と実態的正義との関連性などももぐって意見が交わされ、示唆と同時に知的刺激に富む2時間半であった。

(萩原能久)

## 部会3「復興と平和——被爆地と3.11被災地を結んで」（「3.11」プロジェクト委員会企画）

報告：大橋正明（聖心女子大学）

「原発災害を巡る国際的災害枠組み——

兵庫行動枠組（HFA）から仙台防災枠組（SFDRR）への変容と課題」

報告：東琢磨（ライター、ヒロシマ平和映画祭実行委員会事務局長）

「ヒロシマの復興と3.11——何を伝え損なってきたか」

報告：嶋原教子（環境平和研究会共同代表）

「3.11と「復興」——不可視化される被ばく被害」

討論：桐谷多恵子（広島市立大学）

討論：平井朗（立教大学）

司会：蓮井誠一郎（茨城大学）

「経済的利益（≒幸福）>生命」志向の浸透は、「文明災」とも呼ばれる「3.11」を引き起こした。放射線問題は地域の人間関係にダメージを与え続け、復興格差が拡大している。そんな中で本部会では、研究者だけでなく、被災者や支援者、そして行政や政治に近い活動してきた当事者意識のある報告者と討論者たちを集めた。本部会は、被爆地広島における復興の歴史もみずえながら、原発被災地の復興を議論し、今後の当事者意識をもった市民的な判断と行動に資することを旨として企画さ

れた。

大橋報告は、原発事故による災害に平和学はどう対応するかという点から議論を始めた。一般的に「災害のインパクト＝危機現象の程度×脆弱性+（事前・発災時・事後の）準備及び対応」という論理式が成り立つ。これは災害がもたらす被害は人為的にコントロールでき、平和学による貢献、すなわち被曝という新たな暴力を制御する構造を確立することも可能なことを意味する。

ところが、原発被災への国際的備えは不十分だった。というのも、国連防災会議の源である「国際防災の10年 (IDNDR, 1990~99)」は、自然災害がもたらす被害を科学技術の力で軽減することが基本概念で、対象を自然災害に限り、科学技術がそれに打ち勝つというシンプルなシナリオを描いていたからである。この活動を継承して国際防災戦略が打ち出され、被害だけでなく危険も軽減するという方向性が加わり、災害に強い国・コミュニティづくりをめざす「兵庫行動枠組 (HFA) 2005-2015」が2005年に第2回国連防災会議で採択された。そこでは、自然災害だけでなく、それに起因・関連した技術的災害も対象にすることが加えられた。この時点で、福島原発災害は、国際的防災枠組みの対象として、積極的に取り扱われることができたはずであった。

だが、HFAの実施プロセスのひとつである「防災グローバル・プラットフォーム (GPDRR) の第4回会議が2013年5月にジュネーブで開催された際、福島原発災害は主要なトピックとして扱われず、国際的枠組みとしてはこれに後ろ向きな態度があらわになった。これに危機感をもった日本のNGOは、2015年の仙台での第3回会議にむけ「2015防災世界会議日本CSOネットワーク (JCC2015)」を結成、「ポスト兵庫行動枠組 (HFA2)」の策定に参加し、持続的で災害に強い社会の構築に向けて、世界の人びとと共に学びを分かち合い提案していくことをめざした。

このネットワークは冊子「福島10の教訓」を刊行したり、第3回会議に公式参加し福島原発災害の重要性を訴えたり、「市民防災世界会議」をおこなったり、バピリオンを開設したりして、積極的に活動を展開した。この第3回会議では、「仙台防災枠組 (SFDRR)」が採択され、日本政府高官も「今後は原発の安全神話から脱却する」ことを表明し、過去を鑑みれば大きな成果となった。

他方で、このような枠組みの人災への拡大は、対象が広がりすぎて結局は(原発事故の子ども被災者支援法のように)何もなくなるかも知れないという指摘や「防災の主流化」という課題も残っている。MDGsやSDGsは、防災に関する言及が少なく、それは「開発がすすめば防災もすすむ」という考えが潜在していることを示唆している。

大橋会員は、グローバル経済におけるグローバルな産業災害の増加が予想される中、それらへの対応に国際組織は積極的に関与し、関係組織が世界のどこでも同様な対応を行うことを実現すべきだ。だが、日本の憲法の基本的精神も時の政権の解釈で変えられる現実を考慮すれば、国際約束が存在しても無視され続けるかもしれない、それを変えていくには、有識者や学会、市民や市民社会組織などが粘り強く働きかける必要があると報告をしめくった。

この報告に対して討論者からは、災害救助において、3.11では自衛隊が注目されたが、それら防衛省や軍隊の動きをどう見ているか(桐谷)、市民にとっての防災という観点から復興をどう捉えるのか、災害が起こる前に災害が起こる構造を変えるために市民ができることは何か、「防災の主流化」の中で主流化することが必要ではないか(平井)という質問が示された。

これに対して大橋会員は、軍事的関与が明確になるのはコンソバ危機で、動きの速さは軍の方が有利だが、軍が関与すれば攻撃リスクを高めてしまうことを指摘。人道支援が政治ゲーム化しており、力の強い軍に対してNGOがどうするか。非武装で中立性の高い部隊を真剣

に考えないと、能力の高い軍が入ってきてしまうので軍をきちんと切り離すシステムが必要だと応答した。平井討論の開発主義批判については同意しつつ、オルタナティブを提示できているのか、開発の便益を得てきた人間が開発を間違っているといっても説得力はないし、国連も政府の連合体である以上、開発を乗り越えられないのが限界だが、国連内部のリベラル派については理解する向きもある点に可能性があると指摘。市民の中での防災は、日常的な小さな災害をどうしていくかということを強調すべきで、そういう積み重ねが社会を変えるために大切だという主張がなされた。

東報告は冒頭、広島という地で長いスパンの上にある今と、今この瞬間にある今を考えると、平和学会が明確にその姿勢を示すアピールを出して欲しいと指摘した。この近くには「はだしのゲン」の出身校があり、当時の東南アジアからの留学生の痕跡がある。本会場はその間に挟まれた、ゆかりのある地に建っていることが指摘された。

近年その「はだしのゲン」が右派から排撃されている。3.11以後、この国が急速に排外主義に向かっていること、復興に名を借りた惨事便乗型資本主義(ナオミ・クライン)にすすむ中でなぜ「はだしのゲン」が目をつけられたのかがよくわかる。「はだしのゲン」は約1000頁あるが、100頁までは原爆が落ちる前を描いている。この間、軍国主義の問題が朝鮮人差別をふくめて書かれている。その後は原爆後、戦後の話だが、戦前に軍国主義者でゲンたちをいじめた鮫島という男が戦後は民主主義の顔をしてまた徹底的にゲンたちをいじめ抜く。この作品は極めて的確に戦後の広島、民主主義、復興を描いている。それが3.11以後に保守層に目をつけられたというのは、もはや彼らなりの慧眼と言わざるを得ないかも知れない。それは本作が戦前からの連続性の中で民主主義や復興という名の下に何が起こってきたかを描ききった故ではないか。また3.11後の日本をあぶり出してしまったからでもあろう。映画「仁義なき戦い」や沖縄の戦後復興にも同様のことがいえるが、その点の問題を広島は伝え切れていなかった。

こういったことを伝え直さねばならないと思いつつ3.11を迎え、ずっと負け続けている。広島では山口県の上関原発の問題があったが、伝わらないという絶望感があった。東南アジア留学生の話をしたが、その観点から見た場合のずれも生じているようにみえる。

原爆を投下して精神がおかしくなってしまう兵士の小説がある。その話には「冷徹な浅知恵」、合理主義的・功利的なものごとを考えて戦争をすすめる側の論理がみられる。沖縄戦のドキュメンタリー映画「そこに光を」にみる米兵の精神症「戦闘疲労症」を扱う病院・国家の側にもみえてくる。その恐ろしさは国家が暴力ではなく記憶を操ることである。この点から、いまひとつ伝え損なってきた大きなことがあるとすれば、今、認知症を煩った方々が被曝や移民の体験を問わず語りに語り始めている点を指摘したい。反核・反戦の動きの中で、被曝を忘れないと生きていけない人びともたくさんいた。その人たちが認知症の果てに語り始めたが、もう誰も聴こうとしない。広島はヒバクシャをどのように扱ってきたのだろうか。私たちは彼女ら彼女らを記憶装置のように扱ってきたのではないか。全力で生きて、全力で忘れてきた人びと。そんな人が認知症で語り始めても、精神病としてとりあわない。人間の尊厳はどこにあるのか。

広島が何を語り何を語り損なってきたのか、もっと長

いスペイン、1995年、1945年、1894年、1864年からというスパンを考え直すべきだ。同時に、「ここ」という場所がどれくらい細かくみえるのか、それがどこまで伸びているのか。それを今考えているとした。

討論者からは、体験を持たない人間が継承という点でどのような取り組みをすればいいのか（桐谷）、いろいろな情報や経験は収集されてきたが、多くが隠され一部が復興として、都合良く利用されてきた。その体制そのものを復興と称してきたのではないか。歴史のスペインによって復興は本来変わってくるのか。復興が呪術なら、私たちがとらわれているということで、開発主義とおなじものではないか（平井）という質問がなされた。

これに対して東氏からは、体験した人やその人に出会った人も伝えようと努めてきたにもかかわらず、なぜ体験していない者は継承できないと、広島で抑圧的にいわれるのか。不毛な議論なのでやめるべきではないか。復興という言葉は本来再建くらの意味だが、関東大震災で後藤新平が復興という言葉をつくった。進歩的でいい人が「復興をお祈りします」と「祈って」しまう。まさに呪術だ。同じ言葉に「安全神話」がある。科学技術が神化していくのと同じで経済が神化していく。ルネサンスは文芸復興だったが、この「復興」には文芸・文学がない。同じ時代日本で進行しているのが人文学なき大学。ヒューマニティがないユニバーサル。だからナショナルの復興になる。それは人間の想像力、何とか伝えようとする努力を一切無化していくもの。そういう意味で体験していない者が継承できるのか、という問いをたてることは復興の原理主義といえる。それは人間の想像力を押しとどめるものと断固抵抗したい。ホロコーストにおいて、最大の災厄に襲われたことを他の体験していない人は語り描くことができないといわれたが、ある美術史家は「それでもなおイメージしろ」といった。それが我々のつとめであり、人文学のつとめ。私たちが忘れてるのは **peoples**。それぞれの人が国を超えて連帯していく可能性。「人びと」として私たちは何を想像でき、つないでいけるのか。私たちを押しさえつけてくる力に抵抗していくこと。それを復興として名付け直すことができるのなら、体験していない者が継承すべきことも見えてくるという指摘があった。

鳴原報告は、自らも原発から 80km 程度の被災地に暮らす立場もふまえて行われた。人災と天災は複合的に被災地の人びとを覆っている。職を失った被災者の暮らしの中では、がれき回収の仕事から除染の仕事へ移ることなどは日常となっている。経済的復興と同時に進行でくらしやいのちが置き去りになっており、それらが表裏一体となり肅々と振興している。

復興庁は 10 年の時限付き省庁で、東京オリンピックの翌年なくなる。復興予算は兆単位の巨額であるが、インフラ整備が進む一方で生活部門は遅れ、復興格差は拡大している。地域の人びとにとっては平和ならざる状況がまだ続いている。

阪神淡路大震災での「創造的復興論」を 3.11 の復興構想は利用した。この構想立案の過程では、財界と米国の保守系シンクタンクからも意見がだされ、それらをふまえて日米合作の構想が示された。そこでは被災地東北をどう立て直すかというより、「日本経済をいかに再編成していくかが重視されている。「新しい東北」をめざす提言においては、全国の地域社会が共通して抱える課題を解決する先進モデルとなるビジョンが描かれた。

だがその予算は財政的にも用途と時限が示され、住民

意志と「復興」との乖離が広がっている。当初の調査では高い営農継続意欲が示されたにもかかわらず、復興のシナリオにおいては、それを無視して営農意欲喪失を前提にした計画がたてられていた。行政の予算編成の都合という中で、住民意志の無視が広がっている。住民の中には精神的にも疲労が広がっている。

放射能被害についても、明らかに被害があるにもかかわらず、宮城県は当初測定もなしに「影響はない」とした。その後、農作物や稲わら、健康などに次々と問題や懸念が出てきたが、「風評被害」や「心配する人びとのストレスの問題」にすり替えられてしまった。経済的復興やその下での絆が強調されることで、汚染がタブー視されてきた。結果的に、自治体内部での人間の関係性が破壊されてきた。これに対して、市民測定など自らの手で情報を求め、問題も分かち合う市民が立ち上がっている。ごく普通の暮らしができる社会、オープンに話ができる社会、一市民の声がスルーされない社会などのビジョンが共有されてきている。

選択の違いが地域や家族内部でも分断をもたらしている。いわゆる「すみやかな復興」が経済的復興に傾斜していく中で多様な利害をもった人びとの思いや不安が置き去りになっている。フクシマとして問題を切り取ったとき、他の地域も同様の問題があることを見落としている。それは国がこの問題を福島に限定しようとしていることを認めてしまうことだ。

当事者が大切なのだが、いったい当事者とは誰か？被災者はもちろんだが、戦後日本が積み上げてきたひずみが 3.11 に露呈したのではないか。3.11 は 2011 年 3 月 11 日に始まった問題ではない。にもかかわらず、あらわになったものをさらにバージョンアップして見えなくしていく装置が動いている。

希望が見えるのは、これらへの抵抗の中で新しい社会の物差し探しが始まっていることだ。開発主義的な復興論に回収されることなく、もっと守りたい暮らしをどうやって取り戻していくか、草の根レベルから動きが始まっている。それらをどうやって新しい社会構想に結びつけていくかが、我々すべてが当事者の大切な問題なのではないかと報告はしめくられた。

討論では、次の点が質問された。まず「復興」という言葉を使わずに、別の言葉で紡ぎ出していくことができるのか。この言葉にポジティブな意味もある。被曝後・戦後すぐに「復興」という言葉は書かれている。復興を取り戻すということは考えられないのだろうか（桐谷）。次に、「創造的復興」への疑問で「地域間格差は正モデル」は言葉と実際やっていると異なるのではないか。米国の意向についてはどう考えているのか。「新しい東北」に何を担わせようとしているのか？格差を利用して利益を上げる体制を再編強化しようとしているのではないか？リスクコミュニケーションは宮城ではどうかという質問がなされた（平井）。

鳴原会員からは、桐谷討論に対して、個人レベルで生きる希望を託すという意味で使われる復興という言葉は東北にも確かにあり、自らを奮い立たせるために「がんばろう東北」ステッカーを貼って活動している人がいると指摘された。他方で、その集大成としてどういう街を作るかを構想していくと軋轢を生じることがある。互いが思い描くくらしの再建が多様で、むしろ安易に使えない言葉になりつつあることが示された。他方で戦後復興がどういふ社会を作ってきたのかを考えざるを得ない点が強調された。戦後ひたすら経済成長をめざした日本は、核の平和利用を誰かの暮らしを犠牲にしながらか

さざるをえなかった。そういう構造的暴力を社会に内在化させる仕組みがあり、その下で「復興を遂げた」今の社会がある。そこが 3.11 で露呈したといえる。そこに気付いたはずなのに、再度それを見えなくしようとする「復興」というものに危惧を覚える点が述べられた。平井討論に対しては、「地域間格差は正モデル」の克服により新しい社会を模索するのはわかるが、都市によって作られた地方と都市の格差を是正せねばならないのに、地方がそれをやるようにいわれているのはおかしいと感じる。米国との合作については、宮城に GE が 1 億円寄付をしているが、これは 3.11 前から宮城と GE が地域の経済政策として関係を持っていたことからなされたことも指摘された。リスクコミュニケーションは宮城でもされていて、たばこと被曝の比較が行われ、すり込まれている。その中で声を上げにくい風潮になっていると説

明があった。

そのほか、フロアとの間でも活発な質疑応答があった。本学会は「3.11」プロジェクトのこれまでの活動を総括し、裾野の広がりを示すものとして行われた。大橋会員の議論にある国際的枠組みでの 3.11 認識や、東氏の議論とレジメ、あるいは嶋原会員の議論にもあるように、「3.11」が注目されがちだが、3.10 や 3.12 という歴史的スパンにも我々が展開していくことが、むしろ 3.11 を理解する上で不可欠ということ、「復興」という言葉の歴史的・現代的そして未来的な含意についての考慮など、今後のプロジェクトの方向性を考えさせる、重要な契機となった。

(蓮井誠一郎)

#### 部会 4 「戦争の記憶をいかに継承するか」——市民に公開する部会

報告：高橋哲哉（東京大学）

「『戦後 70 年』日本の戦争の記憶」

報告：二村まどか（法政大学）

「戦争の記憶と国際刑事裁判——東京裁判が残したもの」

報告：鎌倉英也（NHKチーフ・ディレクター）

「『記憶の遺産』が問う現在——プリーモ・レーヴィと原民喜の言葉を手がかりとして」

司会・討論：長有紀枝（立教大学）

戦後 70 年、戦争や暴力の記憶の継承の重要性・必要性に異を唱える人はいないだろう。では、私たちは、何を、どのように記憶し、伝えるのか。誰の証言をどのように聞くのか。語りえぬもの、記憶しえないもの、はどう語られ、記憶されるのか。こうした問題関心に沿って企画された部会 4 は広く市民にも公開された部会である。同じく一般公開された、中国社会科学院の孫歌氏による戦後 70 年記念講演の感動冷めやらぬ会場で開かれた。

『<歴史認識>論争』や『靖国問題』『証言のポリテクス』『記憶のエチカ』といった著作のある哲学者・高橋哲哉氏（東京大学）は、「『戦後 70 年』日本の戦争の記憶」と題した報告を行った。氏は本報告では「戦争の記憶」というものを、過去の戦争あるいはその中での出来事について形成された「社会的表象」の全体、と理解し、その「継承」とは、私たちがどのような社会的表象を形成し、伝えていくのが望ましいのか、という課題であるとし、この国で「社会的表象」としての「戦争の記憶」を形成していく上で大きな問題となると思われる事柄として以下 3 点を挙げた。

まず第一に指摘されたのが、そもそも「社会的表象」から排除されている出来事、事実上のタブー（禁忌）が存在するという点である。長らくこの種の出来事の代表格であったのは、1937 年の南京事件であるが、こうした「排除」の新たな代表格となったのが、日本軍「慰安婦」問題であるとした。またこの第一の点は、いわゆる歴史修正主義（レヴィジョンニズム）と結びついていることを指摘した。

第二の問題は「戦争の記憶」における「靖国」思想の今なお根強い影響であるとした。「靖国」思想とは、戦死者を「祖国のために命を投げ出した」「尊い犠牲」として、すなわち「殉国」の英雄として称え、栄光化する思想である。高橋氏は同時に、戦死の美化による戦争の記憶の変形は、普遍的に見られるもので、日本の「靖国」思想だけのものではないとした。

第三の問題として挙げたのは、そもそも「戦争の記憶」として記憶することが困難な出来事、記憶しえない「忘却の穴」に投げ込まれた出来事という問題である。「社会的排除」を受ける以前に、誰一人の記憶にも残らない出来事があり、記憶に残ったとしても証言できない記憶、語るものが困難な記憶、語りえない記憶として、氏は名前が知られない戦死者、沖縄戦での「一家全滅」の例とともに、生き残ったハルモニたちの記憶の中にしか存在しない、名前を残さず消されてしまった「慰安婦」の女性などの例を挙げ議論した。

続いて学位論文で移行期正義の視点から東京裁判を論じた二村まどか会員（法政大学）が、「戦争の記憶と国際刑事裁判：東京裁判が残したもの」と題し、現在の国際刑事裁判に期待される真実追求、紛争・戦争の記録作成、集団の記憶の醸成という視点から、東京裁判はこの様な役割を果たしたのか否か、という報告を行った。二村会員はまず、戦争の抑止、被害者救済、セラピー効果、集団責任追求の回避、和解、真実の追求と戦争（紛争）の記録、将来の修正主義に対抗可能な集団の記憶の醸成といった国際刑事裁判の役割を整理。その上で、裁かれたものと裁かれなかったものなど、東京裁判の判決を概観した。続いて、東京裁判が当時の日本社会へ与えたインパクトとして、審理の過程で明らかになった戦争と戦争犯罪の実態、判決の提示した戦争像、のちの歴史研究に貢献することになる収集された膨大な資料といった点から提示した。二村会員は、次に「東京裁判史観」をめぐる論争を、国際法に反する侵略戦争か「欧米に対する自衛戦争／アジア解放戦争」かという戦争の本質や日本の戦争犯罪をめぐる議論や「勝者の裁き」への反発といった東京裁判判決に対する反発と、1990 年代の歴史観論争・教科書問題を例にとり紹介した。そして、最後に東京裁判の記録と記憶として、①無知と積年の不公平感によるシニシズムに端を発する東京裁判への無関心、②東京裁判と歴史観を分けて議論・評価することが困難という両者の密接性や、論争的・政治的テーマとなり、妥

協点が探りにくい点などから「タブー」としての東京裁判、③反軍事主義、反戦思想の象徴でありながら、外からの「戦後処理」・決着であり、日本人自身の戦争責任検証の機会を奪う、自分たちで審判を下さないことの正当性と不満という、アンビバレントな教育的効果という3点を事例に、過去と率直に対話することを妨げる東京裁判の潜在的な負のインパクトを論じた。

最後に、NHK スペシャル『チョウ・ムンサン 遺書/シンガポール BC 級戦犯裁判』(1991)、『日中戦争/なぜ戦争は拡大したか〜』(2006)、『アウシュビッツ証言者はなぜ自殺したか/作家ブリーモ・レーヴィへの旅』

(2003)などの作品を演出・構成してきた NHK チーフ・ディレクター鎌倉英也氏が「『記憶の遺産』が問う現在/ブリーモ・レーヴィと原民喜の言葉を手がかりとして」と題した報告を行った。

鎌倉氏は会場で、自らが制作した NHK 特集番組『記憶の遺産——アウシュビッツ・ヒロシマからのメッセージ』(2008/72分作品)を約20分にまとめた短縮ダイジェスト版を上映。その視聴を通して、第二次世界大戦が生んだ二つのジェノサイドの現場が、どのように戦後「世界遺産」に登録されたのか、それらがなぜ「記憶の遺産」と呼ばれるのかを「記憶の継承」という側面から考察した。この短縮ダイジェスト版は、主に広島を中心にまとめられ、「韓国の広島」とよばれるハプチョンに暮らす韓国人広島被爆者の年老いた女性が、語り継ぐことが困難な「記憶」を伝えるため、孫娘とともに広島を訪ねた場面も挿入された。それらのシーンによって、普遍的な人類共通の「記憶の遺産」であるべき広島原爆被害が、被爆者の国籍が違うことにより戦後補償や「記憶の継承」という側面で様々な「差別」を受けてきたことも紹介された。

#### 自由論題部会①(単独報告)

報告: 志村真弓(東京大学大学院)

「『保護する責任』論の後退——対シリア介入交渉の場合」

討論: 清水奈名子(宇都宮大学)

報告: 金城美幸(日本学術振興会)

「歴史が書きかえられるとき——二国家解決の幻想とイスラエル左派の瓦解」

討論: 清末愛砂(室蘭工業大学)

報告: 谷整二(広島大学文学館)

「井伏鱒二著『黒い雨』調査報告」

討論: 藤田明史(立命館大学)

司会: 清水奈名子(宇都宮大学)

はじめに志村真弓会員による報告では、国内で発生する残虐行為に対して、国際社会はいかに対応することが適切なのか、という問題意識のもとで、「保護する責任」概念に基づいて行われた対シリア介入交渉が、なぜ人道危機の停止につながらなかったのかについての検証が行われた。

2005年の世界サミット成果文書において「保護する責任」への言及があったものの、それは原則的合意のレベルに留まるものであり、現実には講じられる国際的な措置は、住民保護に直接係らない観点からの関係各国による行動選択が先行したうえで、規範的解釈が後から付される可能性は否定できない。しかし同時に、残虐行為を国内問題として放置しないことに合意した諸国が、「保護する責任」の観点から議論を尽くさずに済ませることも、最早難しくなっている。シリアをめぐる外交交渉過程を検証したうえで報告者は、「保護する責任」という

さらに、鎌倉氏は、作品の導入部分で朗読されたふたつの詩——アウシュビッツ収容所からの生還者であったユダヤ系イタリア人作家ブリーモ・レーヴィの『これが人間か』、広島被爆者として生きた原民喜の『コレガ人間ナノデス』という対照的なタイトルの詩——を参照しながら、彼らが「平和のための『記憶』の証人」として何を伝えようとしていたかを考察した。

ブリーモ・レーヴィと原民喜は、いずれも未曾有のジェノサイドから奇跡的に生還しながら、戦後、自らの記憶を他者に伝えることに絶望を抱き、やがて自ら命を絶つに至った。彼らの「証言」に耳を傾けなくなった社会とは何か、それが、私たちが生きる「現在」において、どのような問いと警告を発し続けているかを、戦後の日常の中に潜む「予兆」といった視点から仔細に検討する中で、彼らが戦争中の一度目の「死」をくぐり抜けながらも、戦後に二度目の「死」を選択したことへの重さを問いかけ、彼らの「記憶」が抹消されてゆく危険が「現在」にあるとして、私たちが三度目の彼らの「死」をもたらす存在になってはならないという報告を行った。

後半の質疑応答では、平和学会会員のみならず、会場の広島市民や韓国平和研究会会員からも熱心なコメントや質問がだされ、最後には、今後の日中韓3カ国での研究会の相互開催の提案などといった、孫歌氏の講演タイトル『東アジアの民衆はつながることができるのか——戦後70年目の問いかけ』に呼応するようなコメントも寄せられた。

本部会の開催にあたって、非会員でありながら、ご多忙の中ご協力いただいた高橋哲哉氏、鎌倉英也氏に改めて深く感謝したい。

(長有紀枝)

規範概念は、諸国の行動選択を直接規定するものではないが、介入交渉における係争点を形作るという意味において、諸国の行動に影響を及ぼすと分析した。

討論者である清水奈名子会員からは、各国による共通の理解や一貫した実行が伴わない「保護する責任」概念を「規範」として認識することにはいかなる意義があるのか、「保護する責任」概念の規範性を強調したい規範起業家による政策的な議論と、同概念の行き詰まりを客観的に評価する議論の区別の必要性、開戦法規(jus ad bellum)をめぐる「保護する責任」の議論を、政権転覆などの手段までもが許されるのかという交戦法規(jus in bello)の問題と切り離して論じることの困難性についてコメントが寄せられた。またフロアからも、なぜ「保護する義務」ではなく「責任」とされたのか、規範形成に関わるスピーチアクトとの関連性、2011年以降のシリアにおける内戦とISILによる暴力から住民保護



に関する課題、犠牲となる当事者の視点への目配りの必要性などについて発言が行われた。

続いて金城美幸会員による報告は、1993年のオスロ合意締結から20年以上の歳月が経過するなか、イスラエルと被占領地パレスチナでは多くの学術集会在開催され、オスロ合意を再考する機運が生まれており、特に合意そのものをシオニズム運動の延長線上におき、パレスチナ社会を崩壊させるプログラムとみて、以降の和平プロセスからの離脱を唱える批判的な立場に注目する。そのうえで、以下の三点を中心に検討が行われた。

第一に、在米パレスチナ人歴史家ラシード・ハーリデーによる議論を引きつつ、オスロ・プロセスが「二国家解決案」として理解されることによる認識上の弊害を指摘した。第二に、本質的には「反・二国家解決」であるはずのオスロ合意を「二国家解決」として説明するイスラエル政府の言説によって、「民族」「国家」「主権」など、政治状況を把握するための基礎概念が換骨奪胎されていた過程を確認した。第三に、オスロ合意の帰結としてイスラエル社会に登場した新たな言説が、イスラエルの「左派」サークルの筆頭と見なされてきたベニー・モリス等の歴史家たちの言説にも影響を与え、イスラエルが和平(=二国家解決)のために譲歩しても受け入れず、逆に暴力をもって立ち上がるというパレスチナ人のイメージを作り出した。その結果、「近代」と「野蛮」、「西洋=民主主義」と「イスラーム=原理主義」の前線としてのパレスチナ/イスラエル紛争という二項対立的、植民地主義的な理解が、歴史の修正作業として進められたことが示された。

討論者の清末愛砂会員からは、「二国家解決」ですらなくなった「イスラエル問題」としての検証の重要性と、当初から国家主義的なシオニストであったベニー・モリスの議論を「転向」と評価することが妥当か否かについての指摘が行われたのち、本報告を平和学会で行うことの意義について、特に歴史修正主義との関連で質問があった。またフロアからは、イスラエルにおけるネオヒストリアン全般にみられる傾向について、また土地と平和の交換という外交交渉が、国家主体と非国家主体の間で行われたという構造をめぐることについて、さらに国連安保理決議242の今日的な位置づけと民族自決承認をめぐることについても質問やコメントが出された。

最後に谷整二会員による報告では、原爆投下問題研究の直接的枠組みとして、米国における投下に至った経緯と、日本における被爆の影響とそれぞれ明らかにされるべきであり、特に日本においては被爆の影響を調査してその実態を提示する義務があるとの立場が示された。そのうえで、井伏鱒二著『黒い雨』に記述されている具体的状況が、実態と整合するものであるか否かを調査してその結果を報告することに加えて、『ヒロシマ・ノート』『丸山真男集』『死の内の生命』『原爆体験』についてもその一部を調査して報告し、文献記述と実態解明努力との関連性を示すことが目指された。

報告において中心的な検討の対象となった『黒い雨』は小説であるものの、著者である井伏鱒二自身が1980～1981年の自選全集の「覚え書」において「この作品は小説でなくてドキュメントである」と述べており、研究者を含めた多くの読者が、事実が記述されていると受け止めていることから、客観的な物理的条件、その時その場の資料および氏名等で個を特定した全数調査結果などと対比しつつ資料批判を行った。こうした調査の結果、実態と合致しないか、合致する可能性の低い記述が多数発見されたこと、またその過程で広島資料が決定的に重要であることが報告された。

討論者である藤田明史会員からは、井伏自身が「もっと手分けをして記録すべき」と述べるなど、多様な資料を使った調査を進める必要性を認識していたこと、また一部には誤植による解釈の相違が発生している可能性があること、小説中の表現が物理的現象と一致しない場合であっても、書き手の心情を描写するうえでは適切な表現となりうること、調査によって否定された精神的荒唐が発生していた可能性、未来の被ばく被害を見抜くような読者へのメッセージや世界に被害の状況を発信した意義について、コメントがあった。またフロアからは、被ばくをしつつも働き続けた公務員や救援要員の状況が、3.11の被災地における問題とつながっている点、厳しい体験が記憶としては錯覚されやすく、科学的調査結果と当事者の「物語」は異なりうること、記憶の承継をめぐる問題などについて、質疑が行われた。

(清水奈名子)

## パッケージ企画1「日本の原発輸出計画と輸入側社会への影響——アジアの事例を中心に」

報告：鈴木真奈美（明治大学大学院）

「日米共同の最初の原子炉輸出例である台湾第四原発とその現状」

報告：佐伯奈津子（名古屋学院大学）

「インドネシアの原発計画と日本のエネルギー安全保障」

報告：吉井美知子（沖縄大学）

「日本の原発輸出——ベトナム・立地地元住民への人権侵害に関する考察」

討論：西川潤（早稲田大学）

司会：米川正子（立教大学）

日本の原発輸出計画を扱った企画は本部会が初めてである。今後、原発輸出問題に関する考察・研究を展開する上で、先行するインドネシア、ベトナムと台湾の事例が取り上げられ、輸出入国のエネルギー政策と原子力輸出入の政策決定過程に関わる市民社会の役割や責任が問われた。

冒頭に問題提起として、本企画を代表して鈴木会員から、世界の原子力輸出入の構造に関する説明があった。アイゼンハワー米大統領の「アトムズ・フォア・ピー

ス」演説（1953年国連総会）では、軍事利用しないことを条件に核エネルギー技術の提供（すなわち輸出）が提起されたが、その目的は米ソによる「核兵器拡散の共同防止」、あるいは「同盟管理」にあった。それは「輸出して管理」とも言い換えられよう。

世界で現在稼働中の原発の大半が、1970-80年代にかけて運転を開始したが、運転期間を40年と想定すると、現状の規模を維持するには、新たな操業開始ラッシュが2020年代に再現されないと難しい。が、既設国は中国

やインドなどを除き、新設需要はほとんど見込めそうもないため、今世紀に入り、「原子カルネサンス」の掛け声の下、新たな原子力市場の開拓が急がれるようになった。それが世界で進行中の原子力輸出入計画である。

佐伯会員から、日本のエネルギー安全保障に大きく関わるインドネシアへの原発輸出について報告が行われた。過去の開発事業が深刻な社会・環境影響を及ぼしたために、原発建設予定地の住民の不信感が根強いが、スハルト体制後も「開発独裁」的性格が残っており、住民の反対運動にはさまざまな圧力が加わっている。原発建設で決定的なのは、最大の投資・援助国である日本などの動向である。日本が、自身の脱原発の実現のため、インドネシアの LNG・石炭などのエネルギー資源に依存するいっぽうで、エネルギー危機を理由にインドネシアに原発を輸出しようとするという矛盾が生じている。

吉井会員の報告によると、ベトナムで現在進行中の初の原発建設計画は、先住民族チャム人の聖地が立地先である（しかしベトナム政府はチャム人を先住民と認識していない）。多数民族が立地場所を選定した理由に、チャム人に対する差別構造が挙げられ、それが後者の人権侵害につながっている。公に反対運動ができない厳しい環境の中で、命がけて反対運動に関わるチャム人知識人がいるが、先住民族の人権をどう守るかが課題である、

鈴木会員が報告した台湾の事例は、日本が設計・製造した、いわゆる「日の丸」原子炉としては最初の、そして今日までのところ唯一の輸出例である。戒厳令下で策定された原発輸入・建設計画は、民主化の進展にもなあって成長した反対運動の圧力、技術的不具合、契約トラブルなどのために、建設工程は大幅な遅延をきたしていた。それでも 2011 年秋には運転開始が目指されていたのだが、福島原発事故の衝撃を受け、幅広い層から中止を求める声が急速に高まり、台湾政府は 2014 年、建設

凍結を決定した。その意味では、福島原発事故は反対世論を著しく高揚させ、凍結決定を引き出した。しかしそれは過去 30 年にわたる運動の蓄積があったからこそだといえる。今後の課題は、台湾の事例から得られた具体的な知見に基づき、日本政府が進める新たな原子力輸出入計画を検討することである。

西川会員から、原発と経済成長主義を推進する権力体の論理に関して 4 点論述された。1. 核大国による核拡散防止体制への協力、2. 成長する新興国市場のシェア争い、3. 国内政官財体制＝原子力体制＝トップダウン型権力構造の強化、そして 4. 海外出兵＝権益保護＝覇権大国への野心である。「核拡散の世界で、平和研究者の役割は何か？」という質問が投げかけられ、それぞれの報告者は、これまで従事してきた日本と相手国の市民社会との情報共有・発信や女性研究者・活動家の役割をさらに強化し、さらにロシアなどの原発輸出国の現状についても考察していく、といった意向が確認された。

質疑応答では、原発立地の候補地の特徴、アメリカの世界戦略、市民社会の反対運動の焦点に関する質問がフロアから寄せられた。マクロとミクロの両側の視点に関する報告や議論、先住民を含む住民の差別構造、原発に関する住民の問題意識、原子力政策、研究者や市民社会の役割や運動方法、そして受難者と受益者が異なるといった日本の原発構造などの共通点や相違点が浮き彫りになった。

今後はさらに、インドやトルコなど他の輸入側社会についての研究とつなげていき、原子力輸出入の全体像に近づくとともに、それらの研究を具体的な行動へと移すことを試みたい。

(米川正子)

## パッケージ企画 2 「CSCE の 40 年——ヒロシマから問うヘルシンキ」

報告：佐渡紀子（広島修道大学）

「相互不信と安全保障の強化——OSCE における軍事的アプローチに着目して」

報告：宮脇昇（立命館大学）

「平和と民主主義の調和への困難な道程——ヘルシンキ・ウランバートル・ヒロシマ」(仮)

報告：玉井雅隆（立命館大学）

「マイノリティからみたヘルシンキ・プロセス」

討論：吉川元（広島市立大学広島平和研究所）

討論：坪内淳（聖心女子大学）

司会：首藤もと子（筑波大学）

今年、1975 年 8 月に CSCE においてヘルシンキ最終議定書が調印されてから 40 年になり、OSCE が常設機構化されて 20 年になる。その間、CSCE/OSCE が達成したことや現在直面している課題について、本企画では次の 3 つの視点から報告が行われた。

佐渡紀子会員は、CSCE が信頼醸成措置 (CBM) の対象となる情報提供を通して軍事活動の透明性を高め、情報の精緻化や検証基準の厳格化を進めたことにより、軍備管理・軍縮等の軍事的アプローチが漸進的に進展したこと、およびそれをふまえて欧州通常戦力条約 (CFE 条約) が発効したことを指摘して、CSCE は欧州の安全保障の強化に一定の役割を果たしたことを報告した。

ただし、ヘルシンキ最終議定書の CBM は、東西陣営の間で相互不信から軍事的衝突が起きるのを回避することをめざした制度であり、冷戦後の欧州には、そうした「勢力均衡」の発想が成り立たなくなった。とくに

2008 年のグルジア (ジョージア) 紛争や 2014 年のウクライナ紛争のように、CSCE で共有されていた規範に明白に違反する行動がとられ、ロシアと欧米諸国間の対立が激化している状況は、CBM や CFE 条約が前提とする「勢力均衡」を超えた問題であり、OSCE に内在する限界であることが指摘された。ただし、今後の欧州の安全保障にとって、「怒りや憎しみを克服する」というヒロシマのアプローチには、信頼醸成の新たな視点が見出せるという提起があった。

宮脇昇会員は、ヘルシンキ宣言では「人権」が参加国間の安全保障と関連付けられ、その後パリ憲章 (1990) では民主主義と安全保障が結合されるに至ったが、冷戦後には、こうした「価値の共同体」としての OSCE は、民主化が進んだ欧州とロシアを中心とする権威主義的体制との間で価値の浸透の壁に直面していると指摘した。そのなかで、2012 年に OSCE はモンゴルの正式加盟と

いう大転換を迎えた。それは、OSCE がモンゴルにとって軍備面、経済面、人的側面でロシアと対等に交渉する原則を提供しているからであり、そこに至るウランバートル対話にはヘルシンキ・プロセスに共通するものがあったこと、さらにアジア相互信頼醸成措置会議（CICA）や北東アジア平和協力構想（NAPCI）もCSCE/OSCE の経験を参考にしていることが報告された。

ただし、モンゴルに限らず、中央アジア東においてCSCE のような協調的安保モデルの再評価のためには、アメリカ、中国、ロシアの協力が不可欠であること、現在の OSCE は、一部の加盟国における権威主義体制の復活によって、エネルギー政治と安全保障の連携が、人権と安全保障の連携に対する対抗原理として表出しており、「価値の共同体」としての退潮傾向がみられることが指摘された。

玉井雅隆会員は、CSCE において人権としてのマイノリティの権利保障は、当初から政治体制の根幹に関わる困難な問題であったことを述べ、その論点をめぐる規範認識が一連の再検討会議においてどのように変容したかについて、4つの時期に分けて報告した。とくに、マイノリティの人権と自決権の関連について、内的自決権は存在しないという立場をとっていた東側諸国に対し、西側諸国はそれが政策課題として存在することを認め、自決の主体は「民族」ではなく「人民」であるという立場であったことなどが時系列で提示され、人権と内的自決権をめぐる規範の対立と克服の経緯が報告された。

その後、1990年代になると、「マイノリティのため」ではなく、「マイノリティに関する」紛争予防メカ

ニズムとして、その権利保障の制度化が議論されるようになり、1992年にOSCE 少数民族高等弁務官が創設された。それは領有自治をめざすものではなく、中央政府との間でマイノリティに関する問題解決をめざす紛争予防メカニズムの主体として機能していることが報告された。これと比較すると、アジアにおけるマイノリティの紛争は、主権国家内の問題と認識されている点異なるが、マイノリティの権利を紛争予防枠組みとしてとらえる視点は、アジアにおいても検討されるべきであることが最後に指摘された。

以上の3つの報告に対して、2名の討論者からコメントと質問が出された。吉川元会員は、CSCE/OSCE が冷戦期に比較的成功的だったのに、なぜ今になってつまづきが出てきたのかという点について、旧ソ連圏諸国のなかには、体制転換以降も過去の独裁政権の責任を浄化しておらず、権力の集中を防ぐ制度に欠ける体制があるという視点が必要であると指摘した。坪内淳会員からは、3名の報告の論点は、それぞれアジアの安全保障状況にどういう示唆があるかについて質問があった。

会場の参加者からは、この部会を広島で行う意義として核兵器の問題をどうとらえるか、NATO の東方拡大はロシアの安全保障政策にどう影響を及ぼしているか、イランの核問題はどのような影響をもつか、21世紀になり「イスラム国」のような組織が安全保障に及ぼす影響をどう考えるか、OSCE 諸国内の新たな対抗原理としてのエネルギーをどうとらえるかなどの質問が出され、3名の報告者がそれぞれの質問に回答した。

（首藤もと子）

## 戦後70年記念講演——市民に公開する

### 孫歌（中国社会科学院文学研究所）

#### 「東アジアの民衆はつながることができるのか——戦後70年目の問いかけ」

日本平和学会 2015 年度春季研究大会は、戦争の歴史を振り返りつつ平和研究の新しい展望を探求するという希望を込め、70年前に原爆が投下された広島で開催された。しかも、日本一国に閉じた平和ではなく、隣国へと開かれる平和を構想するという主旨を込めて、戦後70周年記念講演には中国社会科学院研究所から孫歌先生をお招きし、ご講演をいただいた。佐々木寛会長、君島東彦企画委員長、開催校の広島市立大学高橋博子担当理事をはじめ、大会を準備された方々の熱い思いに応じて、孫歌先生は、過去の歴史を確実に受け止めた上で、国境を越えた民衆の絆をいかに構築できるか、という問題に取り組んでくださった。ご講演に感動した聴衆の一人として、その内容を簡潔にご報告したい。

孫歌先生は、衝撃的な論点から講演を開始された。それは、近現代の東アジアは、平和的交流ではなく、戦争の体験によって絆を編んできた地域だという議論である。だからこそ、悲惨な戦争の歴史を構造的に解明し、民衆の視座から負の遺産を吟味しなければならない。その事例として、満州開拓団の歴史に焦点を当てて考察された。戦争に関して国家の責任と民衆の責任を区別しつつ、その二つがどのように個人的にも歴史的にも関係するのかを論じ、二度と戦争を繰り返さないために「生活人」はどう生きるべきなのかを問わなければならないと問題提起された。

まず、満蒙開拓団とは何だったか、である。満蒙開拓団として、1932年から45年まで、日本全国から約27万人の人々が旧満州に渡り、朝鮮半島からも人々が送り出された。長野県は最多の約3万3千人の開拓民を送り

出した県である。開拓民の多くは、貧しい農家の出身であったが、こうした人々が中国北東部に移住し、日本軍の力を背景に強制的に土地を「買い上げ」、中国の人々を小作に変えて農作業をさせた。そして、日本にいたときよりも豊かな暮らしを手に入れたのである。孫歌先生はこれらの人々を「武装移民」と呼ぶ。

しかし、開拓民の暮らしも戦況に応じて変化した。1937年以後、開拓民の中の青少年は戦場に送られ、敗戦の時期には日本国家に見捨てられ、「棄民」となって逃亡した。それが叶わない場合に、家族で集団自決を迫られた人々もいた。また、シベリアの収容所に送られ、「残留婦人」「残留孤児」となった人々もいる。こうした日本の開拓民に対し、中国の人々は復讐と反日の思いを強くしていたが、にもかかわらず、敗戦前後の状況では「民同士」と言いながら救助の手を差し伸べ、残留孤児を養父母として育てる寛容さを発揮した。

以上のような史実を、そのままで忘れ去られてしまう。民衆の記憶に残る「戦争」を掘り起こし、記録し、現在そして未来の人々が共有していくためには、大変な努力が必要である。何よりも、実際に植民地支配や戦争の現実を経験した人々が、語り手とならざるをえない。そうした「記憶の場」をつくる試みとして、孫歌先生は、長野県下伊那郡阿智村の満蒙開拓平和記念館について研究されている。8年の準備期間を経て2013年に開館した記念館である。「語り継ぐ『満蒙開拓』の史実——『満蒙開拓平和記念館』の建設実現まで」（『信濃』65-3、2013年3月）を書かれた寺沢秀文氏によれば、国策に翻弄されながら懸命に生きた開拓民ではあったが、

それは同時に歴史的な誤りであり、中国の人々に犠牲を強いたものだった。こうした史実をしっかり語り継ぐために建設した、という。

残留孤児の問題について、孫歌先生は、山本慈昭という方の人生を辿る。若くして出家した山本氏は、1944年に村の長老に動員されて家族で黒竜江北部に移住し、敗戦のときにはシベリアに抑留され、後に妻子を失って一人で帰国した。帰国後は、寺の住職をしながら残留孤児を探し続けただけでなく、戦時末期に平岡ダム建設のために連行され、命を落とす中国人の遺骨を拾って供養し、中国に戻す活動を行なった。その間、中国の養父母に育てられた自分の娘を探しだし、中国での娘の家族にも感動の再会を果たした。けれども、養父母への感謝の気持ちから、娘に帰国を促さなかったという。孫歌先生は、これらの証言を静かに朗読され、中国の人々の立場からの解釈を交えつつ、一つ一つ丁寧に説明された。

講演のまとめに、孫先生は4つの論点をあげた。第1に、「生活人」としての民衆は、国家の植民地主義政策や戦争にどのように関わったのか、現在の生活人はそれをどのように知ることができるか、責任を持つべきなのか、という点である。先生は、懺悔ではなく、過去に直面し、知ろうとすること、語り続けることが重要だと主張される。第2に、「被害+加害」の構図には納まりきれない、戦争中の人間愛という「本能」はいかに思想化できるか、というヒューマニズムの問題を提起された。

#### 「ヒロシマをめぐる<コンフリクト>」ワークショップ

主催：日本平和学会 平和教育プロジェクト委員会、

後援：平和教育地球キャンペーン中四国支四国支部、NPO法人ART Peace)

ファシリテーター：ロニー・アレキサンダー、笠井綾、奥本京子

前回の鹿児島集會に引き続き、今回の広島大会においても、「ヒロシマをめぐる<コンフリクト>」と題したワークショップを、2日目の12:10~14:10に開催することができた。ご尽力くださったみなさんに、特に広島で平和教育等の活動をされているみなさんには、広報からずっとお世話になった。深く感謝したい。今回のワークショップでは、平和教育や被ばく体験の継承をめぐる過渡期ともいわれる現在の広島において、「ヒロシマ」をめぐるさまざまな課題の顕現に取り組んだ。地域性、期待の温度差、世代間の理解・知識の差、広島の内と外の差、教育現場におけるジレンマ、学校と行政の協力・せめぎ合いなどの<コンフリクト>すなわち、葛藤・対立・紛争を積極的に扱う企画であった。また、ワークショップの時空間を通して、平和を創造しようとする個人・団体どうしの交流を推進し、地元の教師・活動家・市民の思いを共有し、相互にケアできる場にしたと考えた。

ワークショップでは、アクション付きの自己紹介から始まり、まず、「コンフリクト」という概念とは何かを人間彫刻の手法を用いて理解・感じとる作業をする。次に、「わたしと“ヒロシマ”」の多面的な距離感を可視化するワークにより、手と感性を使いながら感じていく。徐々に出現するイメージや概念を、ときどきに共有しあう。さらに、3人1組になり、1人がアーティスト、2人が粘土となり、人間彫刻の作業を続けながら、「ヒロシマ彫刻美術館」を開催、相互に鑑賞する。この作業では、今ここにあるテーマを顕在化していき、作品にタイトルを付け、語り合う。大きな円に戻り全体で共有した後、次に、2つのグループが一緒になり6人のグループ

第3に、右翼でも左翼でもない、「生活人の立場」から、いかに真の連帯の原動力を見出していくか、を指摘される。最後に、第4として、平和を守る作業は、民衆間の「差別」感を暴露することから始まるのではないかと、という論点である。先生は、竹内好の言葉を引いて、「差別」の克服を強調された。

戦後70周年は、とても一言では捉えられない。一人一人の人間には抱えきれないほどの複雑さと重みと深さのある歴史である。だからこそ、その歴史から目を背けたり、自分に都合のよい議論にすり替えたりする危険も潜んでいるが、「生活人」として、人間愛への責任を負った民の一人として、史実に基づいた戦争の記憶に取り組み、日本と中国の間に新たな民衆的絆を編かなければならないのではないかと。背筋のすっと伸びた孫歌先生は、穏やかな笑顔と明朗な論理で、淡々とその重要性を説かれて、ご講演を締めくくられた。

大きなホールに集まった聴衆が、一言も漏らさずに孫歌先生の言葉を聞こうと集中し、耳を澄ませた。出口なしのように感じられがちな歴史問題をめぐる東アジアの緊張状態にも、「生活人」の手で必ず突破口が開けられるし、そうしなければならないという静かな勇気を、かつて日本軍が蹂躪した中国から来られた孫歌先生にいただくことができた、貴重な一時間であった。

(竹中千春)

を構成、「ヒロシマ」「平和」「平和教育」等の出現してきたイメージをめぐるコンフリクト分析(プレーンストーミング)を行う。時間の制限のために全体共有を十分に果たせなかったが、全体の身体を用いて一つの動く彫刻作品「ヒロシマ・ピース・生き物」を共同創作し、最後に、「わたしと“ヒロシマ”」の作業を行った模造紙のところに再集合、この時点での距離感を視覚化し、少し言葉で共有し、ワークショップを終えた。

ワークショップを進めるにあたり、1.コンフリクト分析(マッピング)の手法、2.表現芸術セラピーの手法、3.紛争転換の手法の3種類の少しずつを、組み合わせで用いた。ファシリテーターは、ロニー・アレキサンダー、笠井綾(新会員)、奥本京子であった。2時間といった制限の中でのワークであったため、最終的に顕現したコンフリクトの数々を丁寧に扱い、紛争解決の糸口を見つけて、というところまでは到達しなかった。これは、次回以降の課題となるが、ワークショップの時間を3時間あるいは、半日といった、長い時間を確保して企画することが現実的であるかどうか、検討を要するであろう。

ワークショップには、30人以上の参加者を得ることができた。うち、数名は学会会員、その他はすべて地元他からの市民参加者であった。ただ、途中で参加しようとした人が何人かいたようだったが、会場の多目的スタジオを覗くと、すでに参加者のうちに親密な雰囲気の流れていたようで、遠慮された人もいたと聞く。大変、申し訳なく思う。また、子ども連れを歓迎し、WS自体にも参加してもらえ環境を整えたつもりであったが、実際には子どもの参加者はいなかった。今後も、多様な世代を歓迎する形態の模索を続けていきたい。

今回のワークショップが実現したのは、次の流れに依拠するものだった。まず、2015年3月5日に、広島市東区民文化センター中会議室にて、交流会（講演会）を実施いただいたことから始まった。「紛争解決の様々な方法：平和構築トレーニングプログラムから」と称し、奥本京子が話をさせてもらう場を、平和教育地球キャンペーン中四国支部の赤松 敦子さんと角崎祐美さんによって設定していただいた。次に、平和教育地球キャンペーン中四国支部にはまた、2015年5月17日に、広島市東区民文化センター スタジオ2にて、表現芸術セラピーの手法を用いたワークショップを、ファシリテーターを笠井綾さんとして、「芸術を通しての平和教育ワークショップ Book of Peace～自分の「平和絵本」を作ろう～」と題し、企画いただいた。これには、平和教育プロジェクト委員会が後援をさせていただいた。また、今回の学会大会の当委員会主催のワークショップでは、平和教育地球キャンペーン中四国支部をはじめとして、つながりを求めて下さる団体に後援・協力を呼び掛けたところ、NPO 法人 ART Peace、地球市民共育塾ひろしまの、合計3団体が後援を引き受けてくださった。今回いただいた出会いを大切に、今後もまたネットワーキングを続けていきたい。最後に、この他、企画委員会、平和教育や平和と芸術などの分科会、事務局、広報委員会等、学会内で横に連携することができ、感謝したい。

次回の学会集会では、沖縄のみなさん、特に学会理事のみなさん、開催校のみなさんに、たくさんお助けいただきながら、企画を進めていきたい。広島と同様に、委員会と地元のキーパーソン・キー団体とのネットワーキングについて模索を始めているところである。また、何をテーマとしたワークショップを用意するか、ただ今、議論を進めている最中である。

（奥本京子）

### 開催校企画エクスカージョン アートパフォーマンス「黒い雨」

協賛：平和と芸術分科会、グローバルヒパクシャ分科会（一般公開、入場無料）

被爆 70 周年を迎える今年、広島県「黒い雨」原爆被爆者の会連絡協議会は、援護対象地域拡大を求めて未認定被爆者による集団訴訟を準備している。黒い雨による低線量被ばくの影響、そして内部被曝を日本政府は今日まで認めていない。70 年間に及ぶ身体の不調、数々の疾病、絶え間ない不安、理解されないゆえの差別、さらにそれらと闘いまた受け入れてきた人生、そのすべてが被ばくとの因果関係を絶たれ、宙吊りにされている。広島・長崎の被ばく者データが世界の放射線防護基準策定の基礎データとなったことから、被ばく者の方々の存在をかけた訴えは世界各地の被ばく者の未来に影響を及ぼす。「今は元気で 20 年後、30 年後に発病すれば、私たちと同じ苦しみを味わうでしょう。だからこのまま黙って死ぬわけにはいかないのです。」70 代の女性は、東京電力福島第一原子力発電所事故による被曝者の方々のためにも、原告となることを決意したという。

「正義と救済のない平和は、中流階級の贅沢にしかすぎない」（Yoder 1987:3）。この平和とは、権利を奪われた者が再び義を得るのを助けられ、平和を乱す者が無害な者に変えられるかたちでの紛争解決されるという、正義と救済と表裏一体の平和である（ラヘブ 2004）。広島での援護対象地域拡大という救済の要求はヒロシマの平和のみならず、世界各地のヒパクシャの正義と救済を求め平和を実現するための訴えとなる。被爆 70 年を



迎える広島で開催される日本平和学会大会に相応しいテーマに私には思えた。

私は平和と芸術分科会に所属し、今回のテーマを芸術的手法、しかも言葉ではなく表現したいと考えた。分科会に参加することが決まったフランス人の舞踏家で振付家のフィリップ・シェール氏が構成し、彼とともに日本のアーティストが踊ることになった。しかしシェール氏が滞在する 10 日間で、互いに初対面のダンサーと一緒に舞台を作り上げなくてはならない。報酬もない上に、社会的責任は重い。アーティストには柔軟性と技量、そしてテーマへの強いコミットメントが求められた。そしてそれらを兼ね備えたアーティストが 9 名集まった。言葉の壁はあったが、コミュニケーションは可能だった。みんなが提案し意見を出し合った。誰が指示するわけではない。自由の中で多様性が想像力を刺激し、それぞれのアーティストの個性が前面に出る形で作品は徐々に形を表した。そして本番の日を迎えた。

舞台はドイツ人の写真家トーマス・ダンの写真の映像から始まった。ダンには 2012 年に、黒い雨の被ばく者の方の自宅を訪れ証言を聞きながら肖像写真や生活の場を撮影していた。その時の写真がステージ上のスクリーンに映し出された。映像に続いて一人の女性にスポットが当てられ、華道家によって女性の身体に小さな枝が活けられた。その後、樹に見立てられた女性の身体は葉を茂らせ、

成長し、希望を育てていった。5人のダンサーは、前半では、被ばく者の黒い雨との出会いやその後の人生を、それぞれのスタイルで傘を用いて表現し、後半では伸縮する布で顔を覆い、認められない被ばく者の苦しみ、複雑な人間関係、そしてそれらの葛藤の中から生まれた決意や連帯を踊った。舞台上に風を送り、雨を降らせ、光を注いだのは、キーボードと尺八や篠笛、そして琵琶の生演奏だった。そして最後はコロンビアから参加した映像アーティストが制作した被爆樹のイメージがスクリーンに映し出され80分の舞台は幕を下ろした。舞台の成り行きを120名の観客が見守った。黒い雨の被ばく者の会の7名の皆さんにも観ていただくことができた。

平和のために芸術ができることは多くある。聴かれることのない声や叫びを届けることはそのひとつであろう。辛く悲しい話を誰が聴きたいだろうか。おぞましい事実を誰が直視したいだろうか。けれども芸術的表現はそうした話を興味深く提示し、美しくみせることができる。

常に見る側に想像や解釈の自由を担保し、思考を刺激することもできる。そしてなにより、芸術は生きることであり、魂の世話をする。闘いをつづけるため、苦しみを、悲しみを乗り越えるため、人間の魂を守り、生きる喜びと力をもたらす。この舞台が、被ばく者の皆さんのこれまでの勇気と愛に満ちた人生を祝福し、これから始まる集団訴訟という新たな闘いに向けてのささやかな応援歌となったなら、制作者としてこれほどの喜びはない。

ラヘブ、ミトリ (2004) 『私はパレスチナ人クリスチャン』日本キリスト教団局。

Yoder, Perry (1987) *Shalom: The Bible's word for salvation, justice, and peace*. Kansas: Faith & Life Press.

(湯浅正恵)

## 分科会報告

### 韓国平和研究学会との共同のセッション

Session 1: Peace Education

Presenter: AN Pyeong-Eok (Daegu University), Peace Education in Korea: The Need for a Paradigm Shift from Unification to Peace on the Korean Peninsula

Presenter: MATSUI Kathy (Seisen University), The Impact of Peace Education in Northeast Asia: Educating for Transformation and Learning to Live Together

Discussant: KIM Soo-Min (SunMoon University)

Moderator: AKIBAYASHI Kozue (Doshisha University)

Session 2: Rethinking Security in the East Asian Context

Presenter: YOON Tae-Ryong (Konkuk University), Ambivalent US Roles in Korea-Japan Relations

Presenter: ATAKA Hiroaki (Ritsumeikan University), 'Peaceful Rise' of China?: Identity Politics in East Asia

Discussant: KIM Sung Chull (Seoul National University)

Moderator: ENDO Seiji (Seikei University) TBC

Session 3: Reunification of Korean Peninsula

Presenter: KIM Dong Kyu (Korea University), Japan's Role on the Reunification of Korea

Presenter: NAKATO Sachio (Ritsumeikan University), North Korean Unification Policy: North Korea's Strategic Culture and its Implications

Discussant: KIM Keun-Sik (Kyungnam University)

Moderator: KIM Mikyoung (Hiroshima City University)

### 「グローバルヒバクシャ」分科会

テーマ: 「ヒロシマ・ナガサキを世界に伝える」

報告: 長谷邦彦 (京都外国語大学、「被爆者証言の世界化ネットワーク」(NET-GTAS) 代表)

「被爆の実相とことばの壁~NET-GTASの活動を通して」

報告: 高橋弘司 (横浜国立大学)

「『被爆証言』は米国の高校生にどう伝わったのか」

討論: 楊小平 (広島大学研究員)

司会: 土肥幸美 (広島平和記念資料館学芸員)

#### 1 報告の概要

##### ・長谷邦彦氏

広島・長崎の被爆者はこれまでに膨大な数の体験記や証言映像を残してきたが、その多くが日本語である。被爆者の体験記や証言が外国語に翻訳されていないということは、現在も「被爆体験の世界化」が十分広がっていない要因の一つだと考える。ことばの壁を乗り越え、「被爆体験の世界化」を実現するためには、体験者の証言を多くの言語に翻訳する努力が欠かせない。

そうした現状に対応すべく、報告者は「被爆者証言の世界化ネットワーク (Network of Translators for the Globalization of the Testimonies of Atomic Bomb Survivor 略称・NET-GTAS)」に取り組んでいる。NET-GTASは外国語が堪能な日本人と日本語が巧みな外国人が国境や組織を越えてネットワークを組み、ボランティアで継続的に翻訳作業を進め、インターネットを通じて世界に広めることを目的にしている。設立は、2014年1月で、京都外大、横浜国立大、筑波大の教員約10人が呼びかけ人となった。広島市にある国立広島原爆死没者追悼平和祈念館と提携し、同祈念館所蔵の証言ビデオの字幕翻訳作業を進めているところである。2014年度は5人の被爆者証言ビデオに英語・中国語・韓国朝鮮語・フランス語・ドイツ語の字幕を作成する作業を基本に、計26本の作品を「平和情報ネットワーク (<http://www.global-peace.go.jp>)」に掲載した。ネットワークの参加者は学生サポーターを含めて約110人。

ボン大(ドイツ)やウィーン大(オーストリア)、横浜国立大では授業として証言の翻訳に取り組んでいる。

このように、若い世代が翻訳に携わることは、彼ら自身の歴史認識を深める効果もあると考える。例えば、国内の大学では日・中・韓の学生3人が1つのチームを組み、1人の被爆者の証言を翻訳するが、作業をする中で互いの国で教わった歴史や文化について話すことになり、学生間の和解の場になりうる。また、ドイツでは、学生は、ナチスの行ったことについてはかなり知識があるが、原爆についてはこの翻訳作業に携わることで初めて具体的な被害を知ったという学生が大半だといひ、彼らの戦争の歴史認識に別の視野を与える場になっている。ドイツと日本の大学でテレビ会議システムを使った合同授業も始まっており、こうした国境を越えた授業は親の国際平和教育の手法を開発できる可能性を秘めていると考えている。

##### ・高橋弘司氏

本研究では、「原爆被害の実相」が依然、米国人に十分に届いていない背景には、広島・長崎の被爆者の証言を聞く機会がないことは一因との仮説を立て、学校現場での被爆者証言活動を米国人生徒がどう受け止めたかを分析する。

調査は、日本から広島・長崎の被爆者を米国に招聘し、現地の高校生らにその証言を聞かせる活動を続けている米・ニューヨークのNPO団体「Hibakusha Stories」

(代表：キャサリン・サリバン氏)の協力を得て、米国で直接被爆者の証言を聞いた高校生にアンケートを取り、その結果を分析することで行った。

2014年4月下旬から5月初めにかけて同団体が主導した被爆者証言授業の際、生徒に独自の英文アンケート用紙を配布し、計6校、約500人のサンプルを回収することができた。証言した被爆者や対象生徒が学校ごとに異なるため、さらに丁寧な追跡調査が必要であるが、「被爆者証言を聴いて、原爆や被爆者に対する見方が変わったか」との質問に対して単純合算で38%の生徒が「非常に変わった」、約29%の生徒が「少し変わった」と回答し、合わせて約67%の生徒が原爆への認識を示した。これら2つの回答をした生徒に対してどのように変わったか尋ねたところ「証言を聴くまで原爆の被害がこれほどひどいものとは思わなかった」との感想を寄せる生徒が多数にのぼった。

一方で、同アンケートの中で原爆や被爆者に対する基礎知識についても尋ねたところ、誤った選択肢を選ぶ回答が大半であった。例えば広島・長崎の原爆を受け、生き残った人数に近い数字を選ばせる4択の質問に、200人以下と答えた生徒が約52%にもなった。核爆弾の極めて強い破壊力だけが強調され、多数の被爆者がその後も生き延び、放射線被害が続いている実態がほとんど知られていない実態がわかった。

今回の調査から、米国では一般に、広島・長崎への原爆投下は多数の米兵を救うための「必要悪」であったとの見方が根深いが、被爆者の「生の証言」を聴くという体験が生徒の考えや価値観に少なからず影響を与える可能性があると考えられる。しかし、今回の調査はニューヨークの限られた学校で行われたものなので、今後はそれ以外の、例えば保守色が強い地域との比較などの調査を深める必要がある。

## 2 討論者・楊小平氏によるコメント

世界的に被爆体験を伝えるには、言語の壁を越えることはその前提となるので、その意味でNET-GTASのような取り組みが重要である。また、被爆体験を伝える際、それぞれの国の歴史認識・文化の違いからくる困難

もあるが、互いの国の戦争体験を共有し、共感しあうことができれば、被爆体験・戦争体験の相対化ができると考えている。その意味で、こちら側が伝えるだけではなく、話を伝える相手の話を聞くことも非常に重要ではないかと考える。こうしたことから長谷氏には、戦争被害の相対化についてどのように考えるか聞いてみたい。また、高橋氏には海外での証言活動による高校生の変化、あるいは彼らの意見をどう受け止めているかを聞いてみたい。

—長谷氏

楊氏の言われるとおり、「共有・共感」は重要なキーワードだと考える。原爆の被害について他国の人と話す際は特に、単純に原爆の問題ではなく、戦争の被害という大きな枠組みの中で捉えたい。

—高橋氏

高校生の変化や変化した高校生の意見には、被爆体験は伝えることができるという希望を感じる。活動の中で、言葉の壁というよりは、国と国との壁のほうが大きいと感じた。また、少し違う話になるが、長谷氏とNET-GTASの取り組みで日本の学生たちと接する中で、日本の若い世代にも被爆体験が伝わっていないことを痛感している。

## 3 その他

来場者からの質問で主なものでは、通訳業の女性から「自分が通訳の仕事をしている中で、自分の意見を入れるのではなく、かつ自分の心を入れなくてもいい通訳をすることが重要だと考えているが、NET-GTASの活動ではどのように考えているか」との質問があった。これに対して長谷氏は「大事なことだと思い知らされている。単純に直訳するだけでは証言者が伝えたいことは伝わらないので、通訳する側の思いがこもった作品が必要だと考える」と回答した。また、高橋氏は「証言者の思いをきちんと伝えようとする使命感が重要だ。そうしたことに学生自身たちが気づいていくことが、NET-GTASの意義だと考えている」と回答した。

(土肥幸美)

## 「軍縮・安全保障」分科会

報告：池上雅子（東京工業大学）「北東アジア平和への課題：核帝国主義の超克」

討論：高原孝生（明治学院大学）

司会：黒崎輝（福島大学）

本分科会は、日本バグウォッシュ会議との連携企画として開催された。バグウォッシュ会議は1957年に発足したトランスナショナルな科学者団体であり、核兵器と戦争の廃絶をめざし、国際会議の開催など様々な活動を続けてきた。1995年にはノーベル平和賞を受賞している。日本バグウォッシュ会議はその日本グループである。日本の科学者はバグウォッシュ会議発足当初からその活動に関わってきた。これまで日本では、1995年と2005年に被爆地・広島で国際大会が開催されている。被爆70年の節目に初めて被爆地・長崎で開催される大会では、核廃絶と並び、東アジアの安全保障が重要なテーマの一つに位置づけられている。背景には、東アジアにおける安全保障環境の変容や、日本と周辺諸国の関係の不安定化といった現状への憂慮がある。そこで本分科会では東アジアの安全保障をテーマとし、日本バグウォッシュ会議の中心メンバーであり、長崎大会の準備に関わっ

ている池上雅子氏に報告者として、高原孝生会員に討論者として登壇していただいた。

池上氏は、「北東アジア平和への課題：核帝国主義の超克」と題した報告の中で、北東アジアにおける核と安全保障の問題を、「核帝国主義」という概念を用いて分析し、それを乗り越えるための具体的な方策を提言した。池上氏によれば、冷戦時代は米国とソ連という二つの帝国の覇権争いの時代であった。しかも、米ソ両国は核兵器を保有する帝国であり、核兵器は帝国主義にとって最適かつ不即不離となった。池上氏は、これを核帝国主義と呼び、核不拡散条約(NPT)体制は核帝国主義維持装置であり、冷戦後は新たな核帝国として台頭していると論じた。報告では、このような視点から、米国の修正主義学派的歴史研究に依拠しつつ、核帝国主義の原点といえる米国の原爆開発及び原爆投下の政策決定プロセスを再検討し、批判歴史科学方法論の重要性を強調し



た。そして、冷戦時代の米ソ関係と比較しながら、米中核帝国主義の競合に孕む危険性を指摘した。その上で、北東アジアの平和の実現のためには、米中核帝国主義の超克が必要であると論じ、そのための具体策として、包括的核実験禁止条約（CTBT）批准など軍縮努力の推進やアジア版信頼醸成措置（CBM）の構築を挙げ、日本は盲目的な拡大核抑止依存を再考すべきであると主張した。

その後、池上氏の報告をめぐって議論が行われた。討論者の高原会員は自らの考えを堂々と主張する池上氏の姿勢を好意的に評価し、平和研究者はプロヴォカティブであるべきだと説いた。また、池上報告を補う形で、原爆をめぐる二つの神話すなわち、原爆は日本を敗戦に追い込んだ「栄光の兵器」であるという神話と、核兵器は戦争を抑止してきたという神話の存在を指摘し、その脱神話化のため、前者に関しては日本から核兵器の非人道性を積極的に発信すること、後者に関しては核兵器の攻

撃性や抑止の失敗の可能性を明らかにし、核廃絶を追求することが必要であると論じた。そして報告で使われた帝国主義とは何を意味するのか、それは権力政治とどう違うのか質問した。ほぼ満席のフロアからはまず、梅林宏道会員が、抑制的な核政策を採用してきた中国を核帝国と捉えることに疑問を呈し、中国の核政策に対する評価を尋ねた。孫占坤会員は、米中関係について対立の側面が強調されすぎており、両国の深い結びつきや協調の側面を見逃すべきではないと指摘した。さらに、金栄鎬会員からは、核帝国主義の超克のために核廃絶が必要だとの議論は還元主義に陥っているのではないかと質問が出された。これらのコメントや質問に対する池上氏の応答があり、さらに討論者や質問者との間で意見が交わされた。質疑応答の時間は限られていたが、中身の濃い議論が展開され、充実した分科会になった。

（黒崎輝）

### 「アフリカ」分科会

報告：ジョセフ・ンコシ（南アフリカ共和国出身マリンバ奏者）

「在日アフリカ人として生きて：異文化理解のメッセンジャー（ワークショップ・音楽ライブへの誘い）」

討論：佐竹純子（プール学院大学）

進行：藤本義彦（元広島経済大学／広島アフリカ講座代表）

アフリカ分科会は、在日外国人として日本で活躍するジョセフ・ンコシ氏を報告者に迎え、15名の参加者とともに、異文化理解の意義と難しさについて議論した。

ンコシ氏の報告に先立ち、討論者の佐竹純子会員より、昨今の日本におけるアフリカやアパルトヘイトの認識に関する問題提起が行われた。2015年2月11日付の産経新聞に掲載された曾野綾子氏のコラム「透明な歳月の光」に象徴されるよう、日本の論壇、特に保守論壇の中には未だアフリカを差別する論調が存在している。このような状況の中で、一市民として日本社会の中で音楽活動を地道に続けるンコシ氏の活動を検討し、異文化理解の意味を問い直したい、という問題提起であった。

ンコシ氏の報告は、ンコシ氏の日本での音楽活動と、そこから感じた「もの」に焦点があてられていた。

ンコシ氏は、日本に來日する以前、南アフリカで有名な音楽バンドに所属し、マリンバ奏者として活躍していた。1996年にはその音楽バンドのメンバーの一員として來日し、30の都道府県を巡り、演奏活動を行っていた。その後、日本人女性と知り合い、2000年代前半に日本に移り住み、日本で音楽活動を始めることになった。

日本で音楽活動を始めるにあたって、演奏する楽器マリンバを自らが製作することにした。楽器が高価すぎることに加え、演奏旅行をするために便利な大きさにすることができるためだった。楽器を制作する費用や機械などは、周りの人々の善意と支援によって賄うことができた。南アフリカで音楽活動をしていた時に知り合った日本人男性から、特段の支援を受けた。その資金を元手にさらにより大きなマリンバを制作し、妻とともに演奏するようになった。たとえ、南アフリカでは有名なプロ音楽家であろうとも、日本では無名の新人であったため、多くの方の忍耐と親切には感謝するばかりだった。日本で演奏活動することに、当初、戸惑いを感じていたが、次第に慣れていった。

音楽活動も、小さなお店での演奏から、学校での演奏など、さまざまな場所で活動した。そこで評判を得て、さらに次の場所を紹介してもらい、次第に活動範囲

を広げていった。そうした活動の中で、単に音楽を演奏するだけではなく、そこに何らかのメッセージを込める重要性も認識し始めた。大学などから演奏を依頼されるようになる、演奏とともにアパルトヘイトのことなども話すようになっていった。

ヨーロッパ社会では、資格や地位が重視されるが、日本ではその人物が何をしているのか、そして何をしようとしているのか、ということに重視し、支援しようとすることがある。だからこそ、高学歴をもつわけでもなく、アフリカ問題の専門家でもないンコシ氏は、一音楽家として、普通の人の視点で、普通の人のことを話すことで、自らが感じたことを話すようにしているという。音楽家として、話すことよりも、演奏することの方が容易であるし好きであるが、自らの感じたことを話すことも意味あることのように思うようになったという。

ンコシ氏の音楽家としての活動は、その後、著名なサクソプレーヤーの渡辺貞夫氏と共演したり、日本のフォークデュオ「ゆず」共演したりするように、成功への入り口に辿りつきつつある。ンコシ氏は、日本人の優しさや忍耐に感謝を繰り返しながら、外国人として日本で音楽活動を続けていく難しさも感じ、将来への不安もあると言う。一人の在日外国人として、音楽活動を通じて得た個人的な経験と、それらを通じて感じたものを伝えたかった、として報告を締めくくった。

その後、参加者から数多くの質問が出され、活発な質疑応答が行われた。それらの要点は以下の通り。

ンコシ氏の報告は、働く者の視点で行われ、生活の基盤を日本に持つ外国人の意見として重要であり、在日外国人に共通した問題でもある。また、音楽家として日本で成功しようとするのは非常に難しい事であり、多くの場合、うまくいかないことが多いと思える。ンコシ氏の報告の事例は、ある意味で、例外的なものなのかもしれない、などであった。

日本社会の保守化あるいは右傾化と呼ばれる現象は、単なる政治現象にとどまらず、異文化交流を阻害する傾向も示し始めている。上記の曾野綾子氏のコラムに対す

る批判に対する曾野氏自身の反論には、自らのコラムに内在する差別的な論調を「差別」として認識せず、自らの善意を前面に打ち出し、批判を拒絶し内省することない欺瞞性に満ちている。そしてそのような欺瞞性が一定の支持を受け次第に社会に蔓延しつつある今日だからこそ、市井の人々の地道な交流がより重要になっている。ンコシ氏は日本社会への感謝を強調しているが、それは日本社会の閉鎖性と欺瞞性を示唆しているものとして理

解するべきものなのかもしれない。市民レベルにおける地道な異文化交流の重要性を再認識させられた。

なお、分科会報告の後、別会場で実施されたンコシ氏によるワークショップには 12 人の参加を得た。その後、学会懇親会後に開催されたアフリカン・ミュージック・ライブには、多くの学会員の参加も得て、盛況に執り行われた。

(藤本義彦)

### 「平和文化」分科会

報告：谷村登志子（高野山大学大学院）「“仏教平和論”再考：空海「十住心」の視点から」

討論：溝田悟士（広島大学）、鈴木規夫（愛知大学）

司会：渡辺守雄（九州国際大学）

高野山大学大学院（2014 年度修了）の谷村登志子会員より「“仏教平和論”再考：空海『十住心』の視点から」と題する報告をいただいた。

弘法大師空海の晩年の主著『秘密曼荼羅十住心論』等（以下、十住心論）で説かれた「十住心思想」を一つのスケールとして現代の平和論、とりわけ仏教平和論を一つの全体像の中に位置づけ、さらにそこから現代の平和構築へのヒントを探りたいという報告者の意図が語られ、仏教史のプロセスを踏まえているとされる空海の「十住心思想」が紹介された。その上で、ヨハン・ガルトゥング、ジョン・マコーネルや加藤朗、ディーブ・エコロジー等の仏教的思考に親和性のある議論や仏教諸宗派による平和論の論点それぞれが、空海の十住心思想のスケールにおいてどこに相対する位置を占めるかということが議論され、空海密教はその包摂性の故に西洋的思考に則った現代平和学に有用なヒントを提供しているとの議論がなされた。

討論者として溝田悟士氏（広島大学）は、西欧 vs. 非西欧という谷村会員の議論の前提となっている枠組みの

歴史性を問い直し、さらに「世界平和」「人権」「エコロジー」といった谷村報告に出てきた概念等も近代に創られた概念であり、約 1200 年前の空海思想を、近代概念を用いて議論することの陥穽について言及された。同じく討論者として立った鈴木規夫会員（愛知大学）も、空海はいわゆる「仏教」を知らなかったのではないかと問い、もし「仏教」自体が近代言説の枠組みのなかで形成されたものとする、翻訳語の問題や E. サイードの『オリエンタリズム』の問題とも関連して、議論の中で更なる自己相対化が必要になってくるのではないかと問題提起した。報告者の谷村会員も討論者によって提起された言語の問題は空海思想の神髄に関わる深い問題であるとの認識を共有された。

今回の報告と討論は、改めて平和学会の会員が当然視している「平和」等の諸概念を脱親和化し再帰的に捉え返す機会を提供してくれるよい契機となったことを報告者・討論者に感謝したい。

(渡辺守雄)

### 「難民・強制移動民研究」分科会

報告：秋山 肇（国際基督教大学大学院）

「難民である子どもの国籍取得の可能性——子どもの権利条約における無国籍児」

討論：阿部浩己（神奈川大学）

司会：小泉康一（大東文化大学）

国際基督教大学大学院の秋山肇会員による研究報告がなされ、その後、小泉康一会員の司会進行により、活発に議論が交わされた。

報告者の問題関心は、国籍の付与が難民認定の場合よりも多くの権利保障につながるとの認識の下、難民／認定申請中の無国籍児に対して子どもの権利条約を根拠に国籍取得の道を確保するための法的理路を構築するところにあった。

第 1 に検討されたのは同条約第 7 条についてだが、ここではまず準備作業において難民／認定申請中の無国籍児への国籍付与を明示的に排除する議論がなかったことが確認される。ついで子どもの権利委員会の実行為が分析され、定期報告ガイドラインや総括所見に、居住という事実に基づいて国籍を付与することを求める見解が見られることが指摘された。報告者は第 2 に、同条約第 3 条の定める子どもの最善の利益の観点から考察を進め、この概念の本来的意義と準備作業に基づき、国籍の付与が子どもの最善の利益に資するものであることを強調する。

そして、以上の分析に基づき、「難民である無国籍児及び難民申請を行っている無国籍児への国籍の付与が必要であることが明らかになった」という結論を導くとともに、日本における難民／認定申請中の無国籍児への国籍付与の必要性、他人権条約の援用可能性、さらに、すべての無国籍児への子どもの権利条約の適用可能性にかかわる含意が紹介された。

秋山報告を受けて討論者の阿部浩己会員（神奈川大学）は、次の 4 つの質問／コメントを行った。1. 無国籍者の権利保障に国籍が必要であるという主張は、揺動する国民国家体制を補強する言説効果をもつのではないか。2. 世界的に見て国籍がもたらす利益が難民としての保護を上回ると実証的にいうことができるのか、また、難民「申請中」の子どもにも国籍を付与することは現実的にあり得るのか。3. なぜ無国籍児一般ではなく難民／申請中の無国籍児に限定して議論を組み立てたのか。4. 出生地主義を有する諸国にあっても国籍付与に在留資格等の限定を付すようになるなど、とりわけ先進国の国籍取得

条件が厳格化の一途をたどる現状にあって、国籍取得への道を広げようとする報告者の主張を支える国家実行は現に存在するののか。

討論者のこうした問いを受けて、報告者は、国家以外に人権の保障を確保できる主体がないのが現実なのだから国民国家体制の補強であろうとも国籍の付与は必要であるとの基本認識を示すとともに、国籍のもたらす権利保障の実態については先進国のそれを想定しており世界大で国籍が果たしている現実の機能については調査が及んでおらず、また、報告者の主張を支える国家実行についても特定の国の事例などを示すことができる段階にはない旨の回答を行った。

ついでフロアとの議論が行われたが、10名余りの参加者のほぼ全員が発言するなど、報告に対する強い関心が示された。議論の内容には報告へのクリティカルなコメントも少なからずあり、国籍は多面化しその内実が変容していること、報告者の主張と現実との懸隔がきわめ

て大きいこと、研究報告のもつ国際社会・国際法学にとつての意義が希薄なこと、などが指摘された。また、報告者の主張はどのようにして現実には架橋されることになるののか、国籍取得と本国帰還の関係はどのようなものか、無国籍児のおかれた苦境が具体的に示されれば報告についての理解が深まったのではないかと、といった質問・指摘もなされた。このほか、ミャンマーにおけるロヒンギャーの処遇などに見られるように国籍は先進国以外でも重要な役割を有しているとの言及がなされる一方で、権利・人権を保障する主体を国家に限定して考えることの問題性を説く発言もあった。

こうした多くのコメント・質問に対して、報告者から応答がなされ、討論者も適宜見解を表明した。修士課程1年目の報告者の研究が今後しっかりとした骨組みの下に深められていくことを祈念して本分科会は終了した。

(阿部浩己)

### 「平和と芸術」分科会

報告・ワークショップ：フィリップ・シェエール（ダンサー、研究者）「芸術、ダンスと平和」

翻訳：馬場由紀子

司会：田中勝（東北芸術工科大学・文明哲学研究所）

本分科会では、「芸術、ダンスと平和」とのテーマにて、フランス人コンテンポラリーダンサーで、舞踏研究者であるフィリップ・シェエール氏に報告を行って頂いた。

シェエール氏からの報告は、「ダンス、抵抗、平和、差別、結びつける芸術、表す身体」をキーワードに、「芸術」、そして「ダンスと平和」の関係性についての考察が述べられた。

イントロダクションでは、ダンスにおける芸術の定義を幾つか紹介され、舞踏芸術 (chorégraphique) とは、ダンスを記述する芸術を意味する名詞であり、ギリシャ語では、*khoreia* という言葉がダンスを意味し、*graphein* が記述することを意味していることが述べられた。ダンスの上演作品を創作するために、振付師は動きや、移動、ダンサーたちの関係を作り上げ、動作を組織し、観客への見せ方を選択する。それは、ダンスが生きた芸術であり、表象（パフォーマンス）は見る者と踊る者が会うひとときである。ダンスとは動きの芸術であり、動作の調和まで身体を覚悟する芸術であることが述べられた。

次に、ダンスの特徴について、生者の世界は、たとえ動きを常に感じ取るわけではないとしても、動きの世界であることが述べられた。つまり、私たちの身体は、絶え間なく活動し、それを理解するには、動かずに、目を閉じて、数分間立ったままでいようとするだけで十分であることが紹介された。多くの小さな動きを感じ、実際は、私たちの身体は均衡を保つために動いていること、そして、ダンスでは、自分の軸つまり自分の平衡を見つけるために自身の不均衡さを用いられていることなどが述べられた。

また、私たちの身体はたくさんの情報を伝えること、例えば、いらいらして足を踏み鳴らす、あるいは、喜んで飛び上がることができ、悲しい時は、私たちの身体が沈み込み、他者からは身体が見えているのだが、隠れてしまいたいと思うことなど、動くこと、それは、生命それ自身を見せ、自己を表現するために幾つもの態度や姿勢を整理し、身体は無数の動作を所有していることが述

べられた。そして、振付師は、これらの動作に精通しており、精通しているからこそ多数の動きを展開し、ダンスの始まりになりうるということが述べられた。

次に、「ダンスはどこにでもある」ことが述べられた。出生から死まで、私たちは踊り、ダンスは、仕事、呪術的あるいは宗教的な儀式、自然との関係、娯楽といった人間的な活動と常に結び付けられ存在していること。こういった踊りはすべて途方も無い豊かさを表し、舞踏芸術はそこから着想を得ており、踊るといふ芸術はコンテクストや歴史、アンガージュマンに戻されていったことが述べられた。

それらダンスの存在が、不正や悪、戦争などに対する抵抗の態度を示すというアーティストの仕事として示されてきたことが紹介された。1916年、戦争と、戦争が引き起こす不安に対する反応として、知的、芸術的な動きであるダダイスム運動が生まれ、この運動を端緒に、芸術は古い世界を基準とすることをやめようとし、堅苦しい規範を捨て、新しい表現方法が展開されていった。20世紀のいくつもの戦争や紛争を通じて、多くのアーティストは自由をめざして、また、独裁主義や戦争の恐怖に抗って、闘い、立ち上がり、アンガージュマンの形はさまざまであったが、歌手でダンサー・女優であったジョゼフィーヌ・ベーカー (Josephine Baker 1906-1975) が、1950年代に人種差別撲滅運動に身を投じたことが紹介された。また、戦争に際して政治活動に参加したアーティストの中で、ドイツの芸術家オスカー・シュレンマー (Oskar Schlemmer) が紹介された。シュレンマーは、ナチスにより「退廃的アーティスト」と宣告された。ダンスは、アイデンティティや政治的意識を引き受ける手段となり、すなわち、「ネグロダンス」や「ブラックダンス」などがその例である。アフリカ系アメリカ人が、タップダンスやレビューダンスからの解放を願い、社会的、人種的な要求の手段として新しい形が生まれていったことが述べられた。「黒人のダンス」は、この時期に名付けられた用語であり、ダンス理論学者によると、「アーティストの問題提起の状況」と同じく「隔離と人種差別に対する闘いの状況」を示すもので

あることが述べられた。そして、とりわけ第二次世界大戦後、ダンサーはアーティストとして、社会の批判的役割を担い、いかに政治システムから自由になるのか？あるいは、政治システムをいかに告発するのかが問われてきたことが述べられた。また、日本において、1960年代に舞踏が生まれた背景に、社会との切斷、アメリカ占領に対する抗議、日本の伝統文化に対する異議、そして日本における戦争と原爆の被害者を表すことがトリガーとなってあらわれたことが述べられた。

報告としての最後に、人と人を結びつけるアートの力（創造力と想像力）について述べられ、シェエール氏が病院における治療としてのダンスの経験が実践的考察として報告された。それは、病気や障害の状況による差別なく、ダンスを民主化し、誰もがアートにアクセスできるためのダンスと社会関係であり、なによりもまず他者との関係（再び）創造するために存在することが述べられ、2003年から、パリで、動きに関連する遺伝性疾患であるハンチントン舞踏病に罹患した人を対象に、病院におけるダンスを行ってきたことが紹介された。この疾患は、症状の一つが無秩序な動きである障害であり、この動きは動揺させ、本人の周囲を怖がらせ、病者を社会から切り離し、第二次世界大戦中においては、ハンチントン病の罹患者が、多くのユダヤ人と同じように、ナチスによる残虐行為を受けてきた。病院でのダンスワー

クショップは、「各人が自分のダンスを發明する」と名づけた状態に到達できるようなツールをつくり与えることを目的とし、そのダンスの成果が治療として有効であることが、10年という時間をかけてフランスと日本で發展したことが報告された。

（田中勝）

その後の質疑応答では、参加者から「病院でのダンスには、音楽はあったのか？」「ダンスをリードするものは何か？」等の質問に対してシェエール氏から、「ダンスが先にあり音楽は補足的である。現代舞踏では音のないものがよくあり、沈黙がダンスを引っ張っていく場合もある。」と回答された。また、「ダンスはコミュニケーションと理解したが、相手がいないと成立しないものなのか？」との質問に対して、「空間の中で踊れば、空間が相手ということになる。一人で踊っていても関係（誰か）を感じながら踊っている。」と回答した。

最後に参加者全員で二人一組となり、シェエール氏の指導によるコンテンポラリーダンスを経験し、誰もがダンスによって「結びつける芸術」、また、「表す身体」として、表現者となれることを体験した。

（田中勝、フィリップ・シェエール（翻訳：小門穂））

#### 「植民地主義と平和」分科会

報告：笹岡正俊（北海道大学大学院）・原田公（麻布大学生命・環境科学部／熱帯林行動ネットワーク：JATAN）

「格安コピー用紙の向こう側——グローバル環境ガバナンスのギャップ克服に向けて」

報告：上村英明（恵泉女学園大学・市民外交センター）

「日本における植民地主義・脱植民地化と平和学」

討論：小田博志（北海道大学）

司会：藤岡美恵子（法政大学）

#### 【報告 1】

笹岡会員と原田会員から、インドネシアのパルプ・製紙産業によって引き起こされている環境・人権問題を例に、環境ガバナンスの課題について報告が行われた。

日本のコピー用紙市場の約3割はインドネシア産で、うち9割が世界有数のパルプ・製紙会社、APP社の製品である。日本のアスクルはAPP社にとって最大のバイヤーであり、日本で一番売られているコピー用紙はAPP社製である。

APP社とそのサプライヤー企業に対しては、自然林の伐採や造林地での土地紛争をめぐりNGOらから強い批判が寄せられていた。APP社は2012年6月、「持続可能性ロードマップ」を発表。翌年2月にはその実施具体策として「森林保護に関する方針」をアナウンスし、原料の調達に伴う自然林の伐採停止や地域住民との土地をめぐる紛争解決に向けたコミットメントを公にした。しかし、実際には住民との間に土地紛争が絶えない。土地をめぐる住民と企業の問題認識には大きな食い違いがあるが、社会に広く認知されているのは企業側の問題認識の枠組みであり、住民の主張が見えてこない。環境面でも持続可能とは言えない状況にあるにも関わらず、緩い基準の認証制度で取得した認証をもって、持続可能な事業経営を行っているとの宣伝を行っている。

環境ガバナンスの仕組みはNGOや複数の第三者認証機関などさまざまなアクターがかかわり、認証制度の基準もまちまちで非常にわかりにくい状況になっている。そのために企業の逃げ道ができ、持続可能性を装ってグ

リーンウォッシュの手段にされてしまうおそれがある。現地の生活者の観点やアプローチをほり起こしていく必要があり、日本の消費者は認証の中身に踏み込んで判断することが必要で、その判断材料をNGOが提供していく必要がある。

討論者の小田会員から、構造的暴力を抑制するために環境ガバナンスの仕組みが存在するにも関わらずそれが悪用されている現実に対し、消費者の意識をどうやって倫理的消費へと変えていけばいいのかわからないという問題が提起された。笹岡会員からは現地の情報を得ること自体が難しいので、オルタナティブについてわかりやすく伝える工夫が必要、また認証制度、原田会員からは紙の消費量自体を減らすことと、使うときは古紙100%のものを使うべきだとの応答があった。

#### 【報告 2】

上村会員から、西川長夫氏（『〈新〉植民地主義論』2006年）の問題意識を土台に、植民地主義と平和学の関係を考える上での論点の再整理と問題提起が行われた。要約すると次の通り。

植民地主義に対する反省はグローバルレベルでも行われていないが、日本においても希薄である。植民地主義は帝国主義の付属物のように扱われ、帝国主義が終焉すると植民地主義も終わったかのような錯覚が生まれた。

戦後、経済に主眼を置く新植民地主義論や文化や価値体系を中心とするポスト・コロニアリズムが登場し、あ

らゆる搾取や支配に関する問題が「植民地主義」という枠組みで語られるようになり、そもそも何が植民地主義なのか曖昧になった。

M.ヘクターの国内植民地論は、国民国家の統合自身が植民地主義の構造によって行われたと指摘するもので、魅力的な議論であるが、先住民族も「国内アクター」として扱われるという問題を引き起こした。たとえば福島と沖縄を同列に捉える論じ方があるが、その二つは同列には論じられない。

新渡戸稲造や矢内原忠雄らが担った戦前の植民政策学は戦後、反省されることなく、国際経済論、国際関係論、地域研究などの形で展開していった。それに対して後続の研究者が批判できなかった。

日本では敗戦とともに「植民地放棄」が「植民地忘却」に結びつき、「植民地問題」は解決済みという歴史認識が形成されていった。

第二次大戦後、マルクス経済学者の間で北海道開拓を「辺境論」として扱う「内国植民地論」も展開されたが、アイヌ民族問題は完全に無視された。

以上、多様な「植民地主義論」はそれぞれに現代の問題の分析や歴史構造の評価にとって意義があるが、全体を俯瞰した上で体系的に整理されていないため、相互の関係性が明らかになっていない。西川分析にも古典的植民地の脱植民地化の失敗である「先住民族」問題が射程から抜け落ちるといふ重大な問題がある。

インドネシアの例も、先住民族の土地権の問題が国内植民地における紛争か、植民地化の現象を明らかにする必要もある。琉球・沖縄やアイヌ民族の問題が一方的に「国内植民地」として扱われてしまえば、問題の本質に至らないまま議論が拡散してしまう危険性がある。

#### 【質疑・討論】

参加者から、独立の際、植民地時代の国境を採用したアフリカにおいて、ネーションはフィクションに過ぎないが、独立後の指導者はそのフィクションを固定化してきた。現在のアフリカでエスニック問題をどう捉えていくべきか、との提起があった。上村会員は、脱植民地化のプロセスで何が解放され何が問題として残されたのかを再度きちんと整理し議論しなければ、本質的な問題に至らないと応答した。

国民国家と植民地主義の関係をめぐる、参加者から「国民国家は植民地主義の再生産装置」という西川氏の議論を踏まえ、先住民族が国家をもったからといって問題解決といえるのか、欧州的な近代的政治制度とは違う

あり方を模索するべきではないかとの提起が行われた。それに対し上村会員は、植民地にした側が植民地化された側に解決策を示すこと自体の欺瞞性を指摘し、まず過去の事実の確認をしたうえで十分な議論を行い、合意点を見出していくことが必要だと述べた。欧州型の近代制度をめざさないとしても、その過程ではカナダや豪州のように最高裁が慣習土地権を認知するといった近代的制度との関係性を無視することはできず、マジョリティの側の認識が希薄な中では、ある程度制度の側面が認知される必要があると指摘した。

参加者から、先住民族の脱植民地化のプロセスで最も重要な自己決定はこれまでは国民国家を前提に語られてきたが、それでは西川氏がいう「領土なき植民地主義」という現実に対応しきれない。そういう意味で自己決定を捉え直していくことが今後重要だとの意見があった。

憲法学の観点から、憲法は植民地主義の問題を避けて通れないにも関わらず、憲法学者には認識がほとんどないとの指摘に続き、現実には日本国憲法が一番適用されていないのが沖縄であるが、法は国家を支える暴力装置の一つであるから、日本国憲法が沖縄や北海道に適用されているのは問題があるという認識も必要だと意見が出された。

フロアから、帝国主義と植民地主義は反発しあうものという認識の上に立って、さまざまな植民地主義と帝国主義の関係をどう整理すべきか、また、戦後日本は東アジアの冷戦構造の中で米国に植民地化される側になったと言えるが、あらためて日本が自己決定を行使して憲法を獲得しなおすことが必要ではないかとの提起が出された。

上村会員は、植民地支配はいろいろな形態をとること、憲法については、確かに米国の支配の問題は重要だが、日本人の大多数は大戦の終結で「明日から死ななくて済む」と感じた点で9条は納得できるものであり、一定の重要性があると応答した。

最後に、戦後、沖縄の人たちは9条を実体化するために努力してきたが、9条と沖縄の問題を植民地主義の問題として議論するだけでいいのか、との提起が行われた。上村会員から、沖縄には基地問題だけではなく、併合から同化政策、沖縄戦、開発と自然破壊、領土などの一連の問題があり、それらは植民地化と捉えて議論したほうがクリアになるし、いま沖縄の世論はその方向に向いているとの指摘があった。

(藤岡美恵子)

#### 「公共性と平和」分科会

テーマ：会員による著書の書評会

評者：倉科一希（広島市立大学）『池上大祐『アメリカの太平洋戦略と国際信託統治』法律文化社』

評者：坪内淳（聖心女子大学）『玉井雅隆『CSCE 少数民族高等弁務官と平和創造』国際書院』

司会：横田匡紀（東京理科大学）

公共性と平和分科会では、今まで当分科会で報告した会員による単著の研究書を対象とし、書評会を開催した。対象とした著書は池上大祐会員（琉球大学）による『アメリカの太平洋戦略と国際信託統治』法律文化社、玉井雅隆会員（立命館大学）による『CSCE 少数民族高等弁務官制度と平和創造』（国際書院）である。池上会員の著書は倉科一希氏（広島市立大学）、玉井会員の著書は坪内淳氏（聖心女子大学）がそれぞれ評者として報告を行った。

以下では提出された報告レジュメに基づき、両報告の概要を示す。

倉科氏の報告では、アメリカ外交史研究の立場からコメントがなされた。まず著書の概要に対する認識を言及した。そのうえで、著書の意義として、ミクロネシアに焦点を当てることで、国連信託統治制度やアメリカの反植民地主義を再検討する意欲的な研究である点、ミクロネシアをめぐる戦後構想の検討において研究史上の空白であった国務省に注目している点を指摘した。そうした

長所があることを前提とした上で、必ずしも明確ではなかった点、今後の研究課題として以下の点をとりあげた。

第一に国務省の役割についてである。著書では「国務省も重要」であったことを立証しているが、他の官庁と比べて「国務省こそ重要」であったこと、政策決定過程の全容は十分に立証できていない、この点を更に立証することが望まれると言及した。

第二に、ルーズヴェルトの「4人の警察官」構想をとりあげ、ある時点で政策の基盤ではなくなった可能性、同構想に基づく基地政策の地理的な限定の有無について疑問を呈した。

第三に、南太平洋委員会の意義が不明確であった点をあげた。具体的には、著書の記述において、アメリカの政策における南太平洋委員会の位置づけが十分に伝わってこなかったため、明確にするべきであるとの指摘がなされた。

第四に、アメリカの反植民地主義について、ミクロネシアを中心とするアメリカの基地政策を検討することで、評価できるか否かについて指摘がなされた。この点に関しては、「連合国の植民地」に対するアメリカの影響を十分に説明できないのではないかと、限定的なアメリカの安全保障上の必要性を確保するための政策であった可能性を示していることについて言及した。

第五に、「国務省」の意味についてとりあげた。具体的には、国務省の重要な役職にある人たちは政治任命されており、「国務省」の見解とみることは可能なのか、といった点を指摘した。

坪内氏の報告では、まず、著書の研究対象であるCSCE少数民族高等弁務官制度について、CSCE、OSCEプロセスの歴史的経緯に言及したうえで、CSCE、OSCEが構築した様々な紛争予防メカニズムの一つであること、少数民族のための制度ではなく、少数民族に関する制度であることを説明した。また著書の意義として、少数民族高等弁務官制度の内容についての多くの研究が

ある一方で、成立プロセスに関する研究は不十分であったとし、その詳細を多言語による現地の1次資料に基づきつつ明らかにした点は強調されるべきであったとした。

更に次の点を今後の研究課題としてとりあげた。

第一に理論的観点についてである。著書では様々な国際政治の理論を詳細に言及しているが、どのような理論枠組みを提示しているのか十分に伝わってこなかった、論点をもう少し絞るべきではないかと指摘した。

第二に紛争予防メカニズムにおける位置づけである。著書では紛争予防に関心があり、その一環として少数民族高等弁務官制度をとりあげているが、そうしたメッセージが十分に伝わっていないと指摘した。またヨーロッパの安全保障のアーキテクチャーにおいてCSCE少数民族高等弁務官制度がどのように位置づけられるかを明らかにする必要性についても言及された。

第三に著書で定義されているナショナルマイノリティは何を意味しているのか、補足してもらいたいとの指摘がなされた。

第四に国際的に研究成果を発信していく必要性について言及した。英語で研究成果を公表することで、著書の研究の意義をより多くの研究者に評価してもらい、CSCE、OSCEの研究の発展に貢献していくことが望ましいと指摘した。

以上の報告を受け、著者の池上会員、玉井会員からの応答、活発なディスカッションがあった。例えば、池上会員の著書に対しては、フィリピン研究と太平洋研究の違い、外交評議会や太平洋問題調査会の位置づけ、史料の扱いなどについて、玉井会員の著書に関しては、人権バスケットの存在は少数民族高等弁務官制度の成立に影響を与えたのか、紛争として何を想定しているのかなどの点がとりあげられた。

こうした議論により、両会員の更なる研究の深化に向けた一つの手がかりが示された。

(横田匡紀)

### 「ジェノサイド研究」分科会

報告： 亀山洋子（同志社大学）

「スイス市民社会と移動型民族—文化的同化の強制と現代の問題」

報告： 澤正輝（ビッグイシュー基金）

「ジェノサイドに至る段階」

司会： 猪狩弘美（東京大学大学院特任研究員）

亀山洋子氏の報告では、スイスで、1926年から1973年まで市民団体によって行われていた、移動型民族の生活を定住生活へ転換させようとする措置に焦点を当て、考察が行われた。亀山氏によれば、公益財団「青少年のために（Pro Juventute）」の下部組織「街道の子どもたちのための奉仕団体」の活動により、この間、600人以上の子どもたちが両親から引き離された。彼らは里親に引き取られるか施設に収容され、その際の虐待の証言も少なくなかった。この活動は、資金面では政府の補助金、自治体の援助、市民の寄付と協力によって成り立っていた。加えて本活動は、活動推進者、政府、市民に「不遇な状況にある」子どもたちを救う「救済事業」と認識され、20世紀後半までは人権問題として捉えられず、看過され続けたという。

亀山氏ははじめに、スイスの政治制度と市民社会に関する導入を行った上で、スイスの移動型民族に関する歴史的経緯、特にその存在の発見、社会問題として認識さ

れる背景を検討した。次に、人の移動の自由や移動範囲の拡大によってスイスを訪れ、問題視されるようになった外国籍の移動型民族に対する問題意識とその対応を考察した。さらに「街道の子どもたちのための活動」が始まった背景、その組織、活動内容、連邦（国家）と市民の対応、本活動が親元から引き離された子どもたちに与えた影響などを論じた。

次に亀山氏は、20世紀以来スイスの政治的・社会的文化に影響を与え続けている「外国人過多（Überfremdung）」という概念との関連についても考察した。この概念は明確な定義が行われず、伸縮性のある概念として多用されたという。外国人問題は、当初は「数」の増加が問題とされたが、次第に「質」が問題となっていた。つまり、スイス社会に同化できるか、スイス社会にとって有益な存在なのかが問題とされたのである。スイスの移動型民族は、国籍はスイスだが、社会的・文化的に同化していないと認識されていたと考えられるため、この概念との関連についての考察が行われた。

最後に、スイスの移動型民族が抱える現代の問題についても検討された。現在のスイスでは、移動型民族は国家に認められた少数民族だが、彼らの社会的現状はなかなか改善されず、スイス市民との間で新たな軋轢を生みだしているという。そのため、法的な権利の獲得後の彼らの社会への統合についての論点が提示された。たとえば、呼称をめぐる問題、キャンプ場整備が進まないという問題などである。

報告後の討論では、移動型民族の子どもの強制保護の実態やその後について、宗教団体との関連、活動の主体（女性団体との関わりの有無）、史資料状況や当事者のインタビュー等についての質問が出された。

ジェノサイド予防論に取り組む澤正輝氏は、今回の報告で、(1) オリンピック・パラリンピックを2020年にひかえた今だからこそジェノサイド研究に着手すべきであること、(2) 指標型モデルと段階型モデルの限界を克服した、危機経路モデルを共同開発することが望ましいこと、の二点を主張した。

第一の主張に関しては、ブラジルで1988年から1990年までの3年間に、5000人近くのストリート・チルドレンが殺害された例と、渋谷区内の公園でホームレス状態にある人たちが排除された例を比較し、日本でも排除からジェノサイドに至る可能性はゼロではない点が強調された。

第二の主張に関連して、澤氏の報告によると、第七代国連事務総長コフィ・アナンは事務総長報告書「武力紛争予防」（2001年）で、国連を「対処の文化（culture of reaction）」から「予防の文化（culture of prevention）」に転換させると公約した。公約から約10年、予防分野では予防範囲の深まり、予防対象のひろがり、ジェノサイド予防特別顧問室(OSAPG)の設置、という三つの突出した進展があった。

目覚ましい進展を象徴しているのが、OSAPGなどによる指標型モデルの開発であるという。澤氏は、このモデルにはジェノサイドが起こる可能性を検討できるというメリットがあるが、同時に、1)媒体ごとに項目数・項

目内容が異なる、2)評価が□安定、3)リスクを正確にはかれない、4)プロセスを軽視している、という四つの問題点があると指摘し、このうち、1)と2)は克服できるが、3)と4)は克服できないとした。この二つの克服しがたいデメリットのために代替モデルの開発が急務であり、澤氏は段階型モデルを有力とみなしている。グレゴリー・スタントンが約20年前に開発した八段階モデルがその代表例である。その他、フェイエルスタイン、モシュマン、ヒーバートといった研究者による段階型モデルについても取り上げられた。段階型モデルは、ジェノサイドが起こるまでの段階を可視化できる点、私たちの現段階を把握できる点、段階ごとの対応を検討できる点、の三点が優れている。他方、段階の区切りの不明確さ、移行要因の不明確さ、という二つの問題点のため、さらなる改良の必要性があることが論じられた。

続いて、指標型モデルと段階型モデルの限界を克服した第三のモデル、すなわち「危機経路モデル」を開発することの意義、開発の方法論が提示された。最後に、開発作業から見えてきたことを踏まえ、危機経路モデルの開発は共同開発が望ましいことが示唆された。

報告後の質問では、危機経路モデルを開発する上でクリアすべき課題について様々な角度から指摘がなされ、開発途上のモデルをブラッシュアップするために有益な議論が行われた。

以上の二本の報告は、対象や方法論は異なるものであったが、ある社会の中でのマイノリティに対する差別や偏見が何を引き起こすのか、それにどう対処することができるのかについて論究するという点で、共通する問題を捉えていたのではないだろうか。全体討論では、どこにでも起こりうるものとして、広い視点から各自の考えが述べられた。また、澤氏が現在、ビッグイシュー基金で取り組んでいる、ホームレス状態にある人たちの排除と包摂をめぐる問題と移動型民族をめぐる問題との類似性も指摘され、有意義な議論となった。

(猪狩弘美)

## 「平和運動」分科会

報告：木村朗「第二次世界大戦終結70周年と原爆投下」

報告：沢田正氏「世界核被災者会議の活動とその意義について」

討論：難波健治氏（元中国新聞）、戸田清（長崎大学）

司会：清水竹人（桜美林大学）

今年は原爆投下から70年。その地で開催される平和学会ゆえ、核の問題に焦点をあてました。報告者は木村朗（鹿児島大学）と沢田正（元共同通信社）の二氏、討論者は戸田清（長崎大学）と難波健治（元中国新聞）の二氏にお願いしました。連絡の行き違いから、プロジェクターとスクリーンの用意に手間取り、しかも会場は宿泊用の和室。参加者のみなさまには不便と迷惑をかけました。心よりお詫び申し上げます。

報告1 第二次大戦終結70周年と原爆投下再考（木村朗）

広島・長崎への原爆投下により、狂信的な抵抗をつづける対日戦争の終結を早め、米兵の犠牲者数を抑えることができた。原爆投下を命じたトルーマン大統領による説明である。学校教育でも、そのように教えられ、米国内に広く行きわたってきた。それどころか、日本を含む諸外国においてさえ、そう信じる者は少なくない。

しかし今日、この言説に対して、米国内から異議が唱えられはじめている。米国が原爆を開発・保有し、その威力を当時のソ連に示し、衝撃を与えるためであった。著名な映画監督でもあるオリバー・ストーン氏は、その著作『オリバー・ストーンが語るもうひとつのアメリカ史』の中で、そのように述べている。また、ロシア下院議長でロシア歴史協会代表のセルゲイ・ナルシシキン氏は、日本の降伏はソ連参戦と中国東北部での関東軍撃破によるものであり、米国による原爆投下は脅迫目的の行為で、多大な一般市民を犠牲にする国際法に反したもので、人類に対する犯罪という。

原爆投下は、アウシュヴィッツや南京虐殺とは比較にならない、人類史上最大の戦争犯罪である。しかし、その背景には、無条件降伏にこだわる米国と国体護持にこだわる日本、双方の共同作業の結果が見えてくる。1945年に入ってから、近衛上奏文、東京大空襲、ドイツ降伏、沖縄陥落と、日本側に降伏する機会があったものの、そ

れらは無視された。7月16日にアラモゴードでの最初の実験が成功すると、降伏条件についての主導権は完全に米国の手に移る。米国は、原爆投下を実行するために、マンハッタン計画を加速させ、戦争終結を引き延ばしても来た。原爆投下が戦争終結を早めたというのは、7月16日以後に限定すればという、条件付きでのみ言えることであろう。

原爆投下の別の側面は、枢軸国軍が先鞭をつけたゲルニカや重慶爆撃の延長にある戦略爆撃の思想と、鉱山労働者にはじまり、研究開発する者、製造工程から取り扱う兵士、実験場、廃棄場の住民まで及ぶグローバル被ばく者の視点である。劣化ウラン兵器や原発問題をも考えると、核を禁ずることはもちろん、戦争を禁ずることが先決であろう。「核のない世界」ではなく「核も戦争もない世界」を目指すべき時が来ている。

#### 討論（戸田清）

これまで「十五年戦争」いう言い方がなされてきたが、日清・日露戦争にはじまる「五十年戦争」というべきであろう。これは、司馬遼太郎の歴史観を克服する意味でも重要である。日清戦争で、なぜ朝鮮人の死者が多いのか。「日清戦争」という名称によって、朝鮮王宮攻撃と東学農民討伐という本質が見えにくくなった。さらに、日本に連行された朝鮮人が原爆投下によって被ばく。長崎では「招ぼく責任」が問われている。

ゲルニカや重慶など、空爆は枢軸国が始めたものであるが、結果としては、原爆投下を含めて、連合国側の方が大規模におこなった。ニュルンベルク裁判や東京裁判では、枢軸国側を裁いて連合国側は裁かないという二重基準を避けるため、空爆は双方とも不問に付されたのである。

核兵器は、通常兵器と比較すると、その破壊力の大きさゆえ、悪い意味で便利と言えよう。しかし、平和利用と称する原子力発電は、同じ熱エネルギーを電気にする火力発電の熱効率が60%あるのに対し、33%以上にはできない。地球温暖化が問題となる中、熱汚染が二倍にもなる原発は効率が悪く、退歩したシステムなのである。事故時に調査ができないこと、後始末に十年もの歳月を要することなど、火力より不便であるにもかかわらず、なぜ存在するのか。核兵器から目をそらさせるために、従来技術より不便なものが押し付けられているのが現状である。

一方、ウラン濃縮の過程で生ずる劣化ウランが放射能兵器になるということは、「核の平和利用」が「核の軍事利用」に寄与することにもなる。平和利用の原発は安全神話の上に成り立ってきた。しかし、その安全神話は過去形のはずだ。今、新たな規制基準が示され、「だから安全です」という新たな安全神話が作られつつある。その他の低コスト神話、クリーン神話、必要神話、便利神話なども言を待たない。

#### 報告2 世界核被害者フォーラム（沢田正）

人類に対して核兵器が使われて70年、福島原発事故から5年目にあたる今日、いまだに核兵器はなくならず、原発事故は広がっている。ウラン採掘から処分まで、核被害は単に続いているのではなく、増え続けていると言えよう。核兵器の廃絶ではなく、核の被害を断つことが広島・長崎の役割だ。

人類は核と共存できない。核兵器とはもちろん、平和利用と称する原発とも共存できないというのは、故・森

瀧市郎氏の言葉である。米国において、核燃料であるウラン採掘場の約75%が先住民族の居住地ないし活動地域にある。核実験については、ほぼ100%が先住民族のところで行われてきた。最終処分場としても、彼らの領域が狙われている。その意味では、人類で最初の核被害は、広島・長崎ではなく、アラモゴードの核実験、核燃料の採掘・製造過程において起きたとも言えるのである。1980年の放射線被害者公聴会、1984年の放射線被害者円卓会議が開かれ、同年11月の放射線被曝生存者会議に初めて広島・長崎の被ばく者が参加した。1987年に第一回、1992年に第二回の被害者世界大会が開催されるものの、そこにとどまったままである。新興国では、これから原発の建設が始まるであろうし、日本は輸出しようと目論んでいる。ここでは核被害は語られない。

今回のフォーラムでは、核被害者の人権憲章を打ち出したい。いま、人類は核の被害を等しく受ける時代に生きている。核と共存できないというのを、人類すべての人権として宣言すべきではないのか。核の被害を受けない権利、被害を受けたときに適切な治療や補償を受ける権利、環境の復元を原因者や政府に求める権利が国連の人権憲章に入るきっかけになるようなものを目指したい。また、世界の核被害者が連帯するネットワークを作るきっかけにもしたい。核兵器や原発事故は人道に対する罪、犯罪である。これらをなくしていくためには、今こそ責任の所在をはっきりさせなければならない。

#### 討論（難波健治）

3.11の事故の後、広島市の市民運動が変わってきた。原爆投下に焦点があてられてきたのは、被爆地であるから当然なのだが、原発を含む核全般の問題という捉え方は、あまりなされてこなかったのではないかと。それが変わりつつある。また、政府などの説明に対し、それが真実なのか、正しいのかという疑問を持つようにもなった。それが、世界核被害者フォーラムにつながる大きな要素だったのである。

これまで、広島市の運動や教育は、同じ被ばく地である長崎に対して先行しているという意識があった。しかし、平和宣言など、ここ数年の取り組みを見ると、長崎の方が進んでいるように思える。これは、市長を取りこむなど、政治へのコミットが功を奏したと言えるであろう。その一方で、原発の問題に対して、長崎の立ち位置が見えてこない。広島が、早い時期から、人類と核は共存できないというメッセージを発信してきたこととも関係するのである。

フォーラムが目指すのは、核利用サイクルを廃絶するために、ひとつは核被害者の連帯の場を、もうひとつは、廃絶を目的とした戦いのネットワークを、この広島で築くことにあるが、現実問題として、それはなかなか容易ではない。個人間をもとより、地域、国家の間に、そして国家を越えたところで、いかにして連帯の精神を編み出すのか。

被ばくから25年たった1970年に開かれた広島会議で、人間の差別の根源を解決する手立て、道筋を作ろうという宣言がなされた。広島宣言は、核をなくすために、人間の精神的荒廃を克服し、人類の安全と人間の尊厳を取りもどすべく、われわれ自身の価値体系を変える必要があるという。それは、国家主権から人類主権へのシフトでもある。

（清水竹人）



## 「戦争と空爆問題」分科会

テーマ：現在の空爆問題—空爆・空襲の犯罪性と責任追及

報告：荒井信一（茨城大学）

「アメリカの無人機攻撃と人権理事会」

報告：一瀬敬一郎（弁護士）

「重慶大爆撃裁判の一審判決報告—中国の無差別爆撃被害者の対日感情—」

司会：伊香俊哉（都留文科大学）

荒井信一（茨城大学）「アメリカの無人機攻撃と人権理事会」

アフガン戦争以降無人機の実戦参加は急増しているが、武力紛争地域にとどまらず非武力紛争地域での使用と民間人被害の増大がとりわけ大きな問題となってきた。こうした状況のなか2010年5月には、パキスタンでの無人機活動は国際法違反の疑いがあるとの報告が国連人権理事会に提出された。2013年5月、オバマ大統領は「特定のテロ組織」に無人機使用の対象を絞る方針を表明したが、その後ベン・エマーソン特別報告者が国連に提出した中間報告（2013年）と最終報告（2014年）では、攻撃・被害の実情についてCIAの介入によって透明性が欠如していること、戦闘地域外での武力行使と国際法の問題点があること、無人機攻撃で民間人が殺傷された場合に事実調査・公的説明が国家によりなされるべきことなどが指摘された。また最終報告ではとくに2014年のイスラエルのガザへの無人機攻撃への注目がなされた。

一瀬敬一郎「重慶大爆撃裁判の一審判決報告—中国の無差別爆撃被害者の対日感情—」

重慶大爆撃裁判は本2015年2月に東京地裁で一審判

決が言い渡された。重慶では1980年代以降、研究や記念碑建立が進められるようになった。2001年頃からは重慶爆撃の被害を取り上げる「展覧会」や「重慶大爆撃受害者連誼会」を結成する動きが始まり、2006年3月の第1次提訴につながっていった。原告数は最終的に188名（重慶市85名、樂山市50名、成都市39名、自貢市7名、松潘市6名、瀘州市1名）となった。裁判において原告は、陸海軍の戦闘詳細などを加害の証拠として提出し、中国の檔案館の記録を基礎とした研究論文や被害者の陳述書を被害の証拠として提出した。被告（国）は、事実問題では認否も立証もしなかったが、法律論では2007年4月に最高裁判所小法廷が西松建設強制連行事件で言い渡した請求権問題に関する判決を根拠に請求棄却を求めた。それに対して原告は右判決の解釈は条約法条約に違反する誤った解釈であると反論した。本年出された判決は、事実問題では加害・被害事実を丁寧に認定したが、国際法違反の主張については、爆撃当時、空戦法規案が国際慣習法化されていたことのみ認定し、重慶大爆撃が無差別爆撃の国際法違反であることを明示的に認定しなかった。

（伊香俊哉）

## 地区研究会報告

### 北海道・東北地区研究会

(1) 2015年6月16日、2015年度第1回研究会を下記のように開催しました。

日時：2015年6月16日（火）18時半から

会場：フェアトレード雑貨&レストラン「みんたる」（札幌市）

報告：安積遊歩会員

「障害者自立生活運動に当事者として関わってきた経験から得た運動論や、平和、優生思想、差別等についての語り」

上記の研究会後に2015年度の研究会の方針や計画について、打ち合わせをしました。

(2) 2015年9月3日、研究会有志で安保関連法案の廃案を求める声明（「異議あり！その安保関連法案～積極的平和を求める日本平和学会北海道・東北地区研究会有志による訴え～」）を公表しました。翌9月4日付の北海道新聞朝刊に、その旨が紹介されました。

## 地区研究会からのお知らせ

### 関東地区研究会からのお知らせ

2015年度関東地区研究会

日本平和学会関東部会・恵泉女学園大学平和文化研究所・市民グループ「KAJA」共同企画

「2016年、日韓関係の行方」

朴正熙開発動員体制の変容——経済・政治社会の視点から

「漢江の奇跡」と呼ばれる韓国高度経済成長の「神話」を作ったという朴正熙政権。一方、維新体制で代表される民主主義の抑圧と政治的な弾圧は、「暗黒の時代」だったと酷評される側面もあります。日韓国交正常化50年をすぎた今、お父さんの時代を再現しているとも言われている朴恵政権の下、朴正熙政権は韓国社会でどう理解されているのだろうか。安保法制の成立、TPPの妥結などにより東アジアで再び「安保経済」が強化されているなか、反共政策を打ち出し、日韓国交正常化とベトナム派兵により高度経済成長を成し遂げた朴正熙政権の開発動員体制を再検討することで、韓国社会の現状2016年度日韓関係の展望を論じて行きます。

講師：朴根好（静岡大学）

「経済側面からみた朴正熙開発動員体制」

\*新著『韓国経済発展論——高度成長の見えざる手』（御茶ノ水書房、2015年）

講師：韓洪九（韓国聖公会大学）

「政治社会的側面からみた朴正熙開発動員体制」

\*新著『韓国・独裁のための時代——朴正熙「維新」が今よみがえる』（彩流社、2015）

司会：李泳采（恵泉女学園大学）

日付：2016年1月23日（土）午後2時～5時

場所：大阪経済法科大学 東京麻布台セミナーハウス

(TEL : 03-5545-7789)

東京都港区麻布台1-11-5

東京メトロ日比谷線「神谷町」駅（一番出口から地上に出て左、道なりにまっすぐ歩いて約5分左側）

地図：[http://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/img/access/access\\_img01.gif](http://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/img/access/access_img01.gif)

主催：日本平和学会関東部会・恵泉女学園大学平和文化研究所・市民グループ「KAJA」

問い合わせ：

内海愛子（日本平和学会関東地区研究会代表、元日本平和学会会長）

email : [utsumi047@yahoo.co.jp](mailto:utsumi047@yahoo.co.jp)

堀 芳枝（日本平和学会広報委員長）

email : [y-hori@keisen.ac.jp](mailto:y-hori@keisen.ac.jp)

李 泳采（日本平和学会会員）

email : [young0822@keisen.ac.jp](mailto:young0822@keisen.ac.jp)

土屋昌子（恵泉女学園大学平和文化研究所）

email : [tsuchiya@keisen.ac.jp](mailto:tsuchiya@keisen.ac.jp)

KAJA

<https://sites.google.com/site/kajalearninggroup/contact-us>

### 2015年度日本平和学会関東地区春季研究会

日時：2016年3月26日（土）午後2時～5時

場所：恵泉女学園大学

主催：日本平和学会関東部会・恵泉女学園大学平和文化研究所

報告：中野晃一（上智大学）

「動き出す平和主義——市民社会が変わる」

報告：谷山博史（JVC）（交渉中）

## 編集委員会からのお知らせ

『平和研究』第47号（2016年10月刊行予定）への投稿の呼びかけ

特集「脱植民地化のための平和学」

本号の企画では、まず、植民地化が近代に及ぼした影

響の大きさやその構造を認識する作業が平和学の重要な課題であること、そして植民地主義が決して清算されることなく現在も継続していることを基本認識としています。例えば、日本の平和主義を危うくしているひとつの背景には、「戦争」対「平和」という問題提起が頻りに行われてきた反面、その構造の土台となる「植民地化と

支配・搾取」の問題への取組みが弱体であったことは否めません。しかしこの問題は平和学がめざしてきた「構造的暴力」の解決とも密接な関係にあるはずで、グローバルに見回しても、中東、アフリカ、中南米などの紛争や内戦の遠因に依然として植民地主義の背景があることは事実であり、貧困の解消、開発・南北問題に植民地主義が大きな影を落としていることも明らかです。さらに、脱植民地化という国連のプログラムから漏れ落ちた人民として先住民族があり、こうした視点が確立されない限り、平和学の実践も本質を欠く場合が少なくありません。「植民地化と支配・搾取」へ認識の欠如は、「植民地」という概念の混乱、本来の「植民地」が植民地として認識されない問題、旧「植民地」との間に残る植民地構造の根深さ、新たな植民地主義の展開につながっています。

本『平和研究』第47号は、これらの問題意識の下、「脱植民地化のための平和学」をテーマに「植民地化—脱植民地化」という文脈で考えられる問題に、平和学が具体的にどう取り組んできたのか、あるいは取り組んでこなかったのかを幅広い視点から検証します。また、その事例を単に報告するだけでなく、従来の平和学が特定の問題に焦点を絞ってきたが故に、むしろその視界から外されてきた「植民地化」の認識の構造にグローバルな視点から踏み込みたいと考えます。こうした作業は、さらに進んで平和学自体の脱植民地化となるでしょうし、国家と国際社会を前提とする近代の枠組みを問い直すという古くて新しい課題との取り組みにつながるでしょう。

については、この特集テーマに関わる投稿文を募集します。ふるってご応募下さい。

また、この特集テーマ以外にも、平和研究の発展に貢献する論文であれば、「自由投稿」の枠で投稿を受け付け、査読の対象といたします。

投稿された論文は査読のうえ、編集委員会が最終的な掲載の可否を決定いたします。

分量：1万6000字以内（厳守）

投稿の申込み締切り：2015年11月30日（月）

投稿原稿の提出締切り：2016年2月29日（月）

投稿申込み方法：

- (1) 論文仮題
- (2) 要約（1500字程度）
- (3) 希望する投稿の枠（「特集」あるいは「自由投稿」）
- (4) 住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス  
これらを下記の応募先までお送りください。なお、申込みの際には、受領の確認メールを返信いたしますので、万一返信がない場合は再度ご連絡ください。

応募先：上村英明（恵泉女学園大学）

[yuemura@keisen.ac.jp](mailto:yuemura@keisen.ac.jp) ならびに藤岡美恵子（法政大学）  
[miekof@hotmail.com](mailto:miekof@hotmail.com) 両編集委員宛にお送りください。

## 平和教育プロジェクト委員会からのお知らせ

平和教育プロジェクト委員会では、2015年度の日本平和学会秋季集会の1日目の11月28日（土）に、一日がかりの企画を主催します。「平和でゆんたく〜沖縄の平和を創る取り組みから沖縄平和学習マップを作ろう〜」と題し、1. ブース展示（午前中から、会場：新棟1階ホール）、そして、2. ワークショップは「部会2」（16:00〜18:30、会場：111教室、新棟1階ホール隣接）として実施します。みなさま、ぜひご参加ください。本企画の趣旨は、次のようです。

趣旨：平和教育プロジェクト委員会では、戦後70年に当たる今年の企画として、沖縄で平和を創る取り組みをしている人々と、沖縄に平和を考えに来る人々が、出会い語り合う場を作りたいと考えている。沖縄において平和学習・平和教育を行うにあたり、参加者が交流しながら、可能性を創造的な方法で模索する。また、そもそもなぜ「オキナワ」なのか、「ヤマト」の平和教育との違いは何であるのか、あるいは共通する部分があるのか、などについても対話していきたい。

ブース展示の内容：11月28日（土）午前中から、沖縄において平和を創る取り組みを行っている団体・人々の活動を紹介するブースを準備し、また配布するための資料を事前に用意しておく。学会会員のみならず非会員、特に沖縄における平和活動（研究・教育・運動）に関わる人々との交流を促す。沖縄から平和を創っている人々、沖縄に平和を考えに来る人々の双方が、発見しあい、つながりあう。

ワークショップの内容：上記を受けて、午後には、16:00からの委員会主催のワークショップとして、沖縄における「平和学習マップ」を作成する。後に、成果

物としての平和学習マップを、学会ホームページからダウンロード配布できるようにしたい。本ワークショップでは、沖縄で考える平和、沖縄から考える平和が、より活性化してゆくことを目指したい。

ファシリテーター：平和教育プロジェクト委員会メンバー（暉峻僚三、アレキサンダー・ロニー、杉田明宏、山根和代、奥本京子）

お願い＜その1＞：ブース展示については、沖縄の平和を創る取り組みを行っている団体・個人をご紹介ください。ブース展示としてはモノを展示することは大事ですが、それよりも、ヒトの交流をより一層重視しています。できれば、展示下さる団体には、11月27日金曜日の夕方に、会場に広報物を設置してもらい、無理な場合は土曜日の朝に行ってもらいます。パンフレットやチラシなどの配布物も設置できればありがたいです。

お願い＜その2＞：ワークショップにご参加ください。沖縄において、「沖縄平和学習マップ」を作る作業を行います。既成の「反戦マップ」というイメージよりは、よりダイナミックでラディカルなものをイメージしています。また、ワークショップの方法も対話をとおして行います。例えば、「そもそも」「オキナワ」での平和教育とは何を指すのか、「ヤマト」のそれとは如何に違うものか。または共通部分があるか。などの課題にも取り組んでいきたいと願っています。多様な分野の専門をお持ちの学会員・非学会員のみなさんに参加していただくことで、それが可能になりますので、ご協力よろしく願います。

（奥本京子）

## 日本平和学会第21期役員一覧

(2014年1月1日～2015年12月31日)

## 【執行部】

会長：佐々木寛  
 副会長：我部政明 竹中千春  
 企画委員長：君島東彦  
 編集委員長：小田博志  
 広報委員長：堀芳枝  
 国際交流委員長：古沢希代子  
 学会賞選考委員長：遠藤誠治  
 平和教育プロジェクト委員長：奥本京子  
 「3・11」プロジェクト委員長：蓮井誠一郎  
 戦後70年プロジェクト委員長：島袋純  
 将来構想プロジェクト委員長：黒田俊郎  
 事務局局長：浪岡新太郎

## 【理事】 ※50音順。\*は地区代表者。

北海道・東北 小田博志 \*清末愛砂 鳴原敦子  
 関東 阿部浩己 石田淳 \*内海愛子 遠藤誠治 大橋正明 勝俣誠 酒井啓子 篠田英朗  
 高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗  
 船田クラセンさやか 古沢希代子 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹  
 中部・北陸 黒田俊郎 \*児玉克哉 佐伯奈津子 佐々木寛 山田哲也  
 関西 秋林こずえ 奥本京子 \*木戸衛一 君島東彦 土佐弘之 峯陽一 山根和代  
 ロニー・アレキサンダー  
 中国・四国 \*佐渡紀子 高橋博子  
 九州 大平剛 \*木村朗  
 沖縄 我部政明 島袋純 \*高良鉄美

## 【監事】 磯村早苗 佐藤幸男

## 【委員会】 \*は委員長

企画委員会 秋林こずえ 五十嵐誠一 萩原能久 長有紀枝 勝間靖 川崎哲 \*君島東彦 金敬黙  
 五野井郁夫 清水奈名子 藤岡美恵子 船田クラセンさやか 毛利聡子  
 編集委員会 \*小田博志 黒崎輝 佐藤史郎 福武慎太郎 藤田明史 松元雅和  
 広報委員会 浅川和也 阿部浩己 内田みどり 上野友也 木村朗 \*堀芳枝 山田哲也  
 国際交流委員会 李泳采 池尾靖志 清末愛砂 長谷部貴俊 \*古沢希代子 松野明久  
 学会賞選考委員会 \*遠藤誠治  
 平和教育プロジェクト委員会 \*奥本京子  
 平和博物館担当 杉田明宏 暉峻僚三 福島在行 山根和代  
 平和教育及びワークショップ普及担当 上杉勇司 片野淳彦 ロニー・アレキサンダー  
 「3・11」プロジェクト委員会 藍原寛子 鳴原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 \*蓮井誠一郎 平井朗  
 戦後70年プロジェクト委員会 \*島袋純  
 将来構想プロジェクト委員会 石田淳 近江美保 \*黒田俊郎 佐渡紀子 前田幸男

## 事務局

\*浪岡新太郎 吉澤文寿

## 【40周年企画ワーキンググループ】 \*はワーキンググループ主任

『平和研究20の論点』ワーキンググループ

\*遠藤誠治 黒崎輝 佐伯奈津子 高原孝生 墓田桂 山田哲也

『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50選』ワーキンググループ

\*石田淳 内海愛子 我部政明 東大作 最上敏樹

## 日本平和学会分科会及び分科会代表者一覧

(2015年4月25日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③アジアと平和	責任者：日下部尚徳
④植民地主義と平和	責任者：佐伯奈津子・藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：黒崎輝
⑥アフリカ	責任者：篠原収・藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗・嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：秋林こずえ
⑩平和文化	責任者：鈴木則夫・渡辺守雄
⑪発展と平和	責任者：原田太津男・佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：片野淳彦
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子・竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：福島在行
⑯公共性と平和	責任者：横田匡紀
⑰ジェノサイド	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人・木村朗
⑲戦争と空爆問題	責任者：荒井信一・伊香俊哉・前田哲男
⑳琉球・沖縄	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 平井 朗 (2015年12月まで)  
同 副世話人 原田太津男 (2015年12月まで)

\*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol. 21 No. 4 (2015年9月25日発行)

発行所：日本平和学会第21期事務局

明治学院大学国際学部国際学科 浪岡新太郎研究室  
〒244-8593 横浜市戸塚区上倉田 1518  
e-mail:psaj@prime.meijigakuin.ac.jp

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会  
委員長：堀芳枝 編集担当：内田みどり・上野友也